

衆議院 第百八十六回国会

財務金融委員会 議 録 第 四 号

平成二十六年二月二十六日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 林田 彪君

理事 伊東 良孝君 理事 越智 隆雄君

理事 菅原 一秀君 理事 寺田 稔君

理事 御法川信英君 理事 古本伸一郎君

理事 桜内 文城君 理事 竹内 譲君

安藤 裕君 小倉 将信君

小田原 潔君 鬼木 誠君

神田 憲次君 小島 敏文君

小林 鷹之君 新谷 正義君

田野瀬太道君 竹本 直一君

中村 裕之君 中山 展宏君

葉梨 康弘君 藤井比早之君

牧島かれん君 松本 洋平君

山田 賢司君 湯川 一行君

安住 淳君 武正 公一君

前原 誠司君 松本 剛明君

鷲尾英一郎君 坂元 大輔君

田沼 隆志君 三木 圭恵君

山之内 毅君 上田 勇君

岡本 三成君 大熊 利昭君

佐々木憲昭君 鈴木 克昌君

財務大臣 麻生 太郎君

財務大臣 (金融担当) 西村 康稔君

内閣府副大臣 関口 昌一君

財務副大臣 古川 慎久君

内閣府大臣政務官 福岡 資麿君

財務大臣政務官 葉梨 康弘君

厚生労働大臣政務官 高鳥 修一君

経済産業大臣政務官 田中 良生君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 木下 賢志君

政府参考人 (金融庁総務企画局総括審議官) 三井 秀範君

政府参考人 (金融庁監督局長) 細溝 清史君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 平嶋 彰英君

政府参考人 (財務省主計局次長) 福田 淳一君

政府参考人 (財務省主税局長) 田中 一穂君

政府参考人 (国税庁次長) 藤田 利彦君

政府参考人 (厚生労働省社会・援護局長) 岡田 太造君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 広瀬 直君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 大庭 靖彦君

政府参考人 (財務金融委員会専門員) 北村 治則君

委員の異動 二月二十六日

辞任 田畑 毅君 補欠選任 湯川 一行君

辞任 竹下 亘君 補欠選任 新谷 正義君

同日 山田 賢司君 補欠選任 中村 裕之君

鷲尾英一郎君 補欠選任 松本 剛明君

同日 松本 剛明君 補欠選任 鷲尾英一郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

地方法人税法案(内閣提出第八号)

○林田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官木下賢志君、金融庁総務企画局総括審議官三井秀範君、監督局長細溝清史君、総務省大臣官房審議官平嶋彰英君、財務省主計局次長長福田淳一君、主税局長田中一穂君、国税庁次長藤田利彦君、厚生労働省社会・援護局長岡田太造君、経済産業省大臣官房審議官広瀬直君、国土交通省大臣官房審議官大庭靖彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本剛明君。

○松本(剛)委員 民主党の松本剛明でございます。

本日は、所得税法等の改正案と地方法人税法案について、閣法の質疑ということで、質問をさせていただきます。

大分おそろいになったようですけれども、閣法の審議の割には、与党の皆さんはなかなか余裕のある御出勤だと思ひながら拝見をさせていただきます。

ききました。やはり大変重要な審議だと思ひますので、そういった形で、ともに取り組んでまいりたいと思ひます。

まず、復興特別法人税の前倒し廃止について伺いたいと思ひます。

この経緯については、先日、本会議でもお話をさせていただきました。復興の後、私たちは、法人税、所得税、住民税、そしてたばこ税、地方たばこ税の増税を提案させていただいたわけですが、たばこ税、地方たばこ税はだめだということ、所得税、法人税を上乘せして、そして所得税の増税期間が大きく延長されるという形で、十年から二十五年という形、個人の負担を上積みした形でいけば合意をした内容でございます。

この点について、合意を踏まえてということでお聞きをしたんですが、ちよつと順序が前後いたします。

これを前倒し廃止するに当たっては、被災地の理解が大事だということお話をいたしました。西村内閣府副大臣も、出張が重なる中、答弁要求が重なっているということでございますので、脈絡が狂いますが、先に西村副大臣への御質問をさせていただきます。

被災地の理解を求めるといふことであります。が、その理解を求める相手は被災地の自治体なんですから、被災地の方々なんですか、それとして、これまでどういふ説明をどういふ方々に行う説明会を行ってこられたのか、これについて御説明をいただきたいと思います。

○西村副大臣 お答えを申し上げます。

私も、長期にわたって復興を支えていくという観点からは、広く日本経済全体がデフレから脱却をして成長軌道に乗っていく、そのための好循環を実現することが大事だという観点から、賃金の上昇を伴う好循環ということでありまして、

しかし、この間、三党で協議をする枠組みがありながら、この復興特別法人税の前倒し廃止については、いわば政府から、もう決めましたという

ことで、与党の理解を得て最終的にお決めになる間、私どもと何か実質的に協議をしようという動きは残念ながら与党におかれても直接なかったわけですが、政府・与党、本会議での御答弁でも、これは与党の話ですから答弁を差し控える、こういう話でありました。

特に税については、政府と与党の税制調査会との関係、私どもが政権にあるときも、この与党税調をどうするかということを議論いたしました。まさに今おっしゃったように、実質は、今回の場合はちょっと逆であります。今までは、与党で実質お決めのなるが、政府に答弁を求めると、与党でお決めのなったことだからお答えできない、こういうお答えをされることがありました。今回、政府でお決めのなった部分があるわけですから、直接関与していないからお返事できない、こういうことであります。

やはり議院内閣制における政府と与党でありますから、この三党の協議というものでまいたものを、残念ながら実質的な協議がないまま決めたという点、この点については、政府は政府で、今、西村副大臣もおっしゃったように、経済的な今後の対策としてぜひ必要だ、こういうお考えであったであろうとは思いますが、やはり協議をすべきだったというお考えにぜひなつていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 平成二十三年に、復興財源を確保するために復興特別法人税を創設するという点について、民主党、公明党、自民党三党で合意がなされたという経緯は、野党の方でありましたし、財務大臣ではありませんでしたけれども、その経緯については承知をいたしておられます。他方で、今回の復興特別法人税の前倒し廃止につきましては、与党の御判断も踏まえつつ、政府としては、平成二十四年度の決算剰余金の一部を活用して復興財源を確保した上で、新しく国債を発行することなく確保した上で、足元の経済成長を賃金の上昇につなげるきっかけにするためにと

いうことで決定をさせていただいたというのがその経緯であります。

これに当たりましては、正直申し上げて、与党内部、政府内部でもいろいろな意見の分かれたところで、いろいろ仄聞しておられることと存じますが、私どもとしては、五回にわたったの政労使会議等々、経済団体、業界団体といういろいろやらせていただいて、最終的に、十二月二十日の日に政労使の三者の会談を持たせていただいて、協力を取りつけさせていただいたというのが御存じのような経緯でありますけれども、その間に閣下、事のいきさつからいって、野党第一党の民主党にそれなりのあれがあつてもよかつたのではないかと、この御意見に関しては、私どもとしては反省すべきところかと存じます。

○松本(剛)委員 この間の税制の協議でも、合意ができたもの、残念ながら合意ができていないもの、それはそれ相応にきちっと国会において対応するという形でやらせてきていただきました。今回、復興特別法人税の前倒し廃止を御提案いただいた、私どもが、今申し上げているような背景で、賛成でかたというふうには率直に言っているつもりです。しかし、やはり協議をすべきだったということ、今、反省という言葉もありました。私は、ぜひ、今後もこの三党協議の枠組みというのは建設的に続けていくべきだというふうには思っております。

そのためには、やはり議題にのせるべきものは必ずのせていただかないと、のせていただいた上での結論というのが協議ですから、いろいろな道があると思いますが、議題にのせずには前へ行ってしまうということになりますと、この三党協議の枠組みというのを継続することについても、私どもの方にも賛否いろいろ意見があります。しかし、やはりきちつとのせていただくことで私はそのことを続けられると思っております。政府と与党の連携の中で、今の大臣の御所見、ぜひ政府内でも共有をしていただき、与党とも共有をしていただけたらというふうに思います。

実際に協議については、これも本会議で幾つか申し上げましたけれども、住宅分野の消費税率引き上げの影響緩和対策であるとか、交際費課税、これは私どもと大臣のお考えが一致をした部分ではないかと思いますが、拡充であるとか、贈与税の対象範囲の明確化、消費税率の引き上げに係る転嫁対策の促進、これはこれからしつかりやっていただかなきゃいけない部分ですが、制度づくりについては、共有をさせていただいて実現した部分もあるというふうには理解をしておりますので、ぜひ前向きにお願いをしたいと思います。

賃上げについて、再度確認をさせていただきました。私どもも、賃上げができるのであれば、これは大変望ましいことだというふうには思っております。環境を誰がつくったとかいろいろおっしゃいますけれども、いずれにせよ、今、賃上げが議題になっている以上は、ぜひ実現をさせていただきたいと思っております。

経営者でもある麻生大臣に、本会議でも御発言等を取り上げて御質問させていただきましたが、法人税というのは、私も銀行に勤めておりました、法人税の減税を行えば会社に残るお金があえてくる。そこで、考えるのは、人件費は経費ですから、法人税で通常我々が考えるのは、やはりそこから投資に回すかどうか、そういったような前向きな話をどうするかという話であつて、法人税と人件費を結びつけるというのは、実は必ずしも論理的ではないと私は思っております。

その意味では、ことし、まだ効果がちよつとよくわからない中でこれをやるのがよかつたのかどうかですが、所得拡大促進税制を拡充されたりとか、最低賃金ことは本会議で申し上げて提案をさせていただきましたが、やはり我が国は、大臣もおっしゃっているように、直接賃上げを政府が強制する国ではないはずであります。

しかし、他方で、要請はされていくという形で今動いておられるのだからというふうには思います。その意味では、政府が直接お願いすることに

加えて、もつと直接インセンティブに働くとか、先ほど申し上げたような最低賃金、これは中小企業の支援、我々も計算をしたことがあります、千円まで上げるのにどのぐらいの中小企業に幾らぐらいう計算もありました。しかし、復興特別法人税の減税幅に比べれば、何年か分の支援ができるほどの金額にはなってくるというふうには思います。

また、景気そのものについても、今、景気のトップランナーである、いわば大企業の黒字法人の応援も必要だろつと思ひます。引つ張る人も頑張ってもらわなきゃいけません。ついでに裾野も広げるということが、地方にとつても、そして日本全体の消費を拡大していくという意味から必要だ。その意味では、復興特別法人税前倒し廃止というのは、必ずしも一番適当な策だといふに思えないところがあると思ひます。既に御質問申し上げた部分と重なつてくると思ひますが、ひとつ御所見だけ伺つておきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 消費が持続的に拡大をしていく好循環というような形を実現するためには、足元の企業収益というものを従業員に還元していくことにならないといかぬわけなんです。

企業の成長に向けた投資を促し、将来の収益の拡大につながつて、それをまた個人の所得や消費の拡大につなげるというような取り組みが効果的なんだと思ひますが、今言われましたように、法人税が下がったからといって、それが企業の人件費の拡大の方に率直に直結するかと言われれば、三大要素と言われておりますもの三つ、企業でいえば、賃金いわゆる雇用、また設備投資、また配当、主にこの三つなんですけれども、その三つのうち、賃金の部分ももちろんのこと、皆とまつているという状況になつていけるので、今、我々としては非常に頭の痛いところなんです。

少なくとも、賃上げを促すというのを政府が直接経団連に要請するのは、連合の政府じゃないんだから、ちよつといかがなものかという御意見は

自民党の中でも、すごくいろいろな意見が分かれたところですよ。

そこで、私どもとしてもいろいろなことを考えてやらせていただいたんですけれども、少なくとも、今後とも、政府として、景気がよくなつていくという形、だからといってそれが景気につながるわけでもありませんし、賃金が上がるといふのは、従業員の求人倍率と求職率の差が縮まるといふ限りは賃金は上がる要素が非常に少ないわけなので、そういった意味では、景気より求人、求職の方がよほど直接的な影響が大きいんだと思っております。

今後とも、人件費の値上がりによつてこの四月以降実質賃金が上がつてこない、企業ではなくて、企業にいる従業員、日本で六千万とか六千五百万とも言われております従業員が、自分の実質賃金があつたことによつて初めて景気がよくなつてきたなというのを実感できるにはそこが一番大きな要素なんだと思いますので、そこに至るまでにはまだ少々時間がかかるだろうと私どもは覚悟しておるんですけれども、いずれにしても、その方向に進めていかないといかぬ、デフレ脱却というのはそこまではないかぬのだ、私どもはそう思つて努力をしてまいらねばいかぬと思っております。

○松本(剛)委員 企業の労働分配率が下がつていくとか、配当、株主資本の割合があつていくとか、さまざまな指摘があります。そのことを減らせと口で言つても、実際に企業にはさまざまな事情があつて、また考え方があつてそういう配分になつていくことを考えれば、企業のあり方、それから市場の要求というものをどう考えるのか、さまざまなこと、また、マーケットなどはグローバルで動いている中で日本の企業はどうするのか、そういうことを総合的に考えて、日本における企業制度をどうするのかということまで考えなければいけない部分だと思います。

税においても、税にとどまらずであります、さまざまな施策で、経済や産業、社会をどうする

かということに直結する問題だということを本会議でも申し上げたのはそういう趣旨であります、これについては、また改めて機会をいただきたい、大臣と、どんなあり方を目指すのか。

くしくも大臣がおっしゃつたように、自民党が賃上げを経団連に要請される、こういう時代であります。私は、そのことについていろいろなお話しする方がありますが、賃上げになるのであればあらゆる方法を考えるということは経済的にもプラスだと思ひますので、効果が出ることを期待しつつ、しかし、実際にはそう容易でないということはどう考えるかということ、そのためには知恵を絞る必要があるということをお願いしたいと思います。

後ほど、私どもは、やはりこの復興特別法人税については、今申し上げたように、きずなの考え方、そして賃上げというものについては、同じお金であればほかの使い方もあるのではないかと、う視点も含めて見直していただきたいということで、ぜひ修正の提案をさせていただきたいということをお願い添えさせていただきたいと思ひます。

続いて、課税の公平性ということで、少しきの議論を引き継がせていただきたいと思ひます。

お手元に資料を配付させていただきました。資料の一ということで、昨日、理事会に御提出をいただきました。

大臣が昨日、どうも東京の方が、調査が少ないのではないかと、少なくとも経営者はそういう認識で、みんな東京へ行くという話があつたような記憶があるという御答弁がありました。

表をのぞいて、これは規模によつて違います。多いと見るか少ないと見るかですれば、大規模企業については、東京管内は明らかに少ないということも言えなくはないと思ひます。申しわけありません。資料は三、二、一の順が逆になっておりますが、三の方からのぞいていただきたいと思ひます。

確かに、大規模法人、東京は少ないんですよ。

ね。大臣の実感に合つていたのかもしれません。裏側には、法人全般であります。これを見ると、必ずしも全てにはなつておりませんけれども。

主税局長も、あのとき答弁で答えられました。公平でなければいけないので、そういうことはなないということでしたが、これを見られて、大規模法人に係る実地調査割合、一億円以上という一番大きな表ですけれども、明らかに少ないというふうに思ひます。

これは財務省の方からきのう理事会に出していただいた資料ですが、これについての御所見と、今後の対応、昨日の発言について、お考えを伺いたいと思ひます。

○麻生国務大臣 今頂戴をした資料、私のアバウトの勘だつたんですけれども、似たような数字が出てきたのかなという感じがしないわけではありませんが、これは過去五年間の平均実地調査割合というので、国税局の調査部が所管をいたしております大規模法人でいきますと一・九％。それから、税務署が所管いたします法人が四・一％という比率になつております。

これでいきますと、大規模法人について、地域ごとに見ますと、東京国税局が九・七で、その他の国税局が一四・五となつていふんですが、こうした状況というのにはさまざまな理由があるのだ、一くくりに申し上げるわけにはいかないんだと存じます。

ただし、大規模法人は、日本経済に占めるウェイトが極めて大きいわけですから、業界、地域というものをリードする法人でもあることから、これは税務署所管の法人と比べても調査必要度が高いので、その結果、実地調査の割合が高くなる割合があるということは間違いないと思ひます。

他方、大規模法人の中でも東京は、地方と比べて企業規模が大きいものですから、国際化とかICT化の進展に伴つて、税務処理が複雑、国際化、困難、いろいろな事案が多いために、一件当たりにかかります時間が、調査日数というものを

やたらかけることにならざるを得ません。その結果、実地調査割合が低くなる傾向があるということも否めない事実、背景なんだと思ひます。

いずれにしても、国税庁においては、人員の中で業務運営の効率化というものを図つて、基本的には、適正、公平、そういった課税の実現というものに努めていかねばならぬものだ、そのように理解をいたしております。

○松本(剛)委員 大臣はきのう、こうおっしゃつていらっしゃる。多くの会社は本店を東京に移していかれたと思ふんですが、その理由の中の多くに、その当時、経営者の間でよく言われたせりふがそのせりふ、つまり地方より東京が調査が少ない、と記憶をいたしておりますということですよ。

少なくともこれを見る限り、おっしゃつた認識に近いと大臣自身もおっしゃいましたけれども、これでいいんですか。主税局長も公平公正でなければいけないとおっしゃいましたし、当然だと思ひます。

これに何らかの理由があるのだとすれば、そのことの御説明をいただかなければいけません。やはり、少なくともこれを見る限りは公平だとはとても言えないということになると思ひますし、経営者の認識が皆さんそうだったということ、このことからすれば、前からわかつていふ人にはわかつていたのが放置をされていふということも問題だと思ひます。

少なくとも、これについて、なぜこうなつていふのか調査をした上で、是正をすべきは早急に是正をしていただかないと、これから国民の皆さんに負担を求めるときに、公平でなければいけない税の中で、あつちへ行つたら得だ、こつちへ行つたら損だとかいうことが日本国の中であつていはずがないわけですから、ぜひ早急な対応をしていただきたい。

そして、人員等の話がありました、必要な人員はまた、行政改革が進行する中でありますけれども、課税の公平性という極めて重要なテーマに

ついてありますから、所要の人員はしっかり確保していただくことで御対応いただきたいと思ひます。御所見をいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 今の御指摘は、これは当然のことですけれども、一つだけ、実地調査割合の差だけをもって不公平かどうかという御指摘は当然らぬということもよく御存じのところなのでこれ以上言いませんけれども、いずれにしても、国税庁においては、今後とも、適正、公平、そういった課税の実現というものにさまざまな努力をいかねばならぬということだけははっきりいたしておると思ひます。

ただ、今言われましたように、税務調査とか、税務行政を取り巻く環境というのは、国際化とかコンピュータ化とかBEP S含めて、いろいろなものが出てきておりますので、いろいろな意味で、人手の絶対量が不足している割には事務量が增大しているということ等々もありまして、今回も、大幅な人員削減ということをしておる中で、国税庁だけではということで純減幅はかなり減らしておるというぐらひの努力はしておりますけれども、今後とも、この方向できちんとして、不公平という部分を避けるように努力をしていかねばならぬと思ひます。

○松本(剛)委員 めり張りのついた人員の確保であるとか処遇や機構、定員の問題などにもしっかりと取り組むをいただいて、私から申し上げるまでもありません、経営者の経験がおりだつたら、税務調査というものが経営者にとってどういうものかということは百も御承知の上の話だろうというふうに思ひます。

これだけ不公平とは言えないというのはそのとおりかもしれませんが、これは非常に大きな要素であることは間違いありませんし、大臣自身がおっしゃったように、経営者がそのことの理由の一つにされているというぐらひの内容でありますから、早急に実態を確認していただい

な対応をしていただくように強く求めて、次のテーマに移らせていただきたいと思ひます。

自動車関連税について伺いたいと思ひます。経産省にお伺いをしたいと思ひますが、本会議でも伺いました。消費税、自動車取得税、軽自動車増税、グリーン化など、税制がこの前後で大きく変わります。これだけの政策を打つのであれば、私は、その効果を見通した上で、影響を見通した上で対策をとるべきだというふうに通つておりますが、本会議での経産大臣の御答弁は、みずからの試算ではなく、自工会はこういった対策なしで五十八万台減るという見通しだけれども、こういった対策は大きな効果があるのでしっかりとやっていきたいと。

聞いている限り、これによって落ち込みはない、こういうふうにお考えなのか。精神論だけでは経済は困るのであつて、お考えを確認したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○田中大臣政務官 答えたいします。今委員の方からもお話があつたように、消費税の引き上げにより影響についてであります。

これは、大臣も答弁したように、自動車工業会においてのものでありますけれども、当然、何らかの対策が講じられない場合に關しては、国内需要が約五十八万台減少するという試算が出ております。

今般の税制改正におきましては、自動車取得税についての軽減措置ですとか、あるいは自動車重量税、また自動車税に關するエコカー減税、こうしたグリーン化措置の拡充等が盛り込まれてくるものであります。これは、まずは消費税の引き上げの影響緩和にはやはり大きな効果を發揮するものと考へております。

この税制改正によります自動車販売市場への影響については、今後の経済状況あるいは新車種の発売動向、さまざまな要因が關係するということも事実であります。政府として定量的な試算は確かに行つておりま

せんが、自動車産業は、とにかく地域経済へ果たす役割は大変重要なものであります。引き続きその販売動向を注視してまいりたいと思ひます。

○松本(剛)委員 政務官にこれ以上申し上げませんが、確かに定量的な数字を発表されたりすると、その後、揚げ足をとるような風潮がないわけではないということは私も率直に認めますが、これから、我々も、しっかりと政策を打つていって、時には、今お話があつた経済状況とかがかわれば軌道修正もしていただかなければいけないとすれば、当初どのぐらひの見通しであつて、どういう事情で見通しどおりいかないので今度、次の手を打つ、こういうことをやはり政策については次々とやっていかなければいけない時代に入つてきている、こう思ひます。

ましてや、今おっしゃつたように、自動車は、皆さんの周りでも自動車の販売だけでも大変大きな産業になつていようように、製造も含めれば、経済の中に占めるウェイトは大変大きい。もちろん輸出もありますけれども、やはり国内市場あつての国内生産という部分是否定できないと思ひます。

国内の新車販売台数のグラフをつけさせていただきました。ずっと減つてきているわけですよ。そして、軽自動車との差を縮めるんだ、こういうお話でしたけれども、軽が大きくふえているわけじゃないんです。これから、我が国も残念ながら人口が減つていきます。しかし、我が国にとつてこれからは自動車は雇用、産業の柱であり続けなければいけないという意味では、むしろこ入れすべきではないかと我々は思つてきているわけであります。

その意味では、当然、自動車ユーザーの負担を減らそうと思へば、どこから財源を確保する。今回、金融所得税の増税などもありますけれども、やりくりの中で、しかし、自動車を、マーケットをむしろ活性化するように対策が必要なのであつて、そういった視点から、ぜひ経済産業省も、しっかりと計算もし、そして対策もと

た対応していただきたい。

消費税が今度五から八に上がるわけですから、これだけでも大変大きな負担が来る。この低落傾向が拡大していけば、結果として、普通車と軽自動車の格差の縮まり方が、普通車が伸びない、軽自動車が減るという形で縮まることは我が国にとつては何もプラスはないと私は思ひますので、ぜひ、大きな状況を見て、政治的判断の中でしっかりと自動車政策をどうしていくのかということをお考えいただきたいと思ひます。

財源を確保するとか、その年度の財源の調整は当然必要です。また、地方自治体の財源も確保しなければいけません。しかし、そのつじつまが合つて、結果として我が国の自動車産業が衰退するようなことになつたら、まさに今おっしゃつていようように、我が国全体の経済を盛り上げなければいけないときに、先ほど申し上げました裾野を広げることも大事だけれども、牽引役もしっかりと頑張ってもらわなきゃいけない。牽引役の代表なんですから、ぜひその視点を持っていたいただきたいと思ひます。

大臣にもお考えをお伺いしたいところですが、時間が限られてきましたので、ぜひこの認識を持つていただいて、今後の自動車関連諸税の施策、まだ引き続き検討しなければいけないもので、そういう大局的な視点からもう一度、自動車産業をどうするのか、地方をどうするのか、そういう視点から自動車諸税について、自動車の枠内の中で完結するような、役所の優秀な方もたくさんおられますけれども、霞が関の担当者間の調整で何とかするような世界ではないのではないかと、いうことを強く申し上げておきたいと思ひます。これについて、私どもは、しっかりと根本から見直すべきだという修正の提案をさせていただきたいと思ひますので、委員各位においてもしっかりとごらんをいただいて、採用いただきたいと思ひます。簡素な給付措置についてお伺いをしたいと思ひます。

厚労政務官においてをいただいておりますが、簡素な給付措置、臨時福祉給付金の実施は厚労省が担っていただくということがあります。
経産大臣政務官、もしあればあれば、これで結構です。

○林田委員長 田中経産大臣政務官、御苦労でした。御退席ください。

○松本(剛)委員 この臨時福祉給付金、私どもは、与党の中で複数税率と簡素な給付措置の実施時期等をめぐっている御議論があったのは仄聞をいたしておりました。しかし、昨年の初めから、早く決めて、早く対応して、必要なら法的措置もとるべきだということを、我々はずっと協議も含めて提言をさせていただいてまいりました。結果、残念ながら、大変遅い決定になり、法的な裏づけがありません。

その結果、私どもは課題が残っていると思つてゐるのは、一つは、支給時期がかなり後ろへずれ込んでしまっているんじゃないか。それから、資料の一でお配りをさせていただきましたが、実際には、これをしっかりと給付しようと思えば税務情報を提供する必要があると思いますが、法律の裏づけがなければ勝手に税務情報を提供することはできないという形になると思います。

この点について、厚労大臣政務官から、支給時期の見直し、それから税務情報の提供は可能なのかどうか、お答えをいただきたいと思つます。

○高島大臣政務官 お答えをいたします。
臨時福祉給付金の支給開始時期につきまして、各市町村の規模、実情等に応じて、各市町村において決定をするということになってございまして。市町村にしましては、平成二十六年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、支給を開始する体制が整い次第ということで、可能な限り早期に開始していただくことをお願いしているところでございます。

ちなみに、多くの市町村におきましては、六月ごろに市町村民税の算定が行われると見込まれますので、体制が整い次第、可能な限り早期に開始

をしていただくということでございます。それから、もう一つ、税務情報に關しましてでございますが、臨時福祉給付金の申請を着実に進めていただくためには、対象者でございます、市町村民税が課税されていない方々を確実に捉え、広報や個別勧奨を行っていくことが重要でございます。

このための対応策といたしまして、法的措置を講じなくても弾力的な対応ができないか、市町村からの御提案を踏まえ、これは例えばでございますけれども、新潟県長岡市などからの提案でございます、総務省にも協力をいただきまして検討を行い、地方自治体にお示しをいたしました。

具体的には、税務課の業務といたしまして、平成二十六年度分の市町村民税が課税されていない方々に対して、課税されていない旨の確認の通知を知らせを行い、それにあわせて臨時福祉給付金のチラシや申請書を同封するという方法であれば、法律上の守秘義務の問題は生じず、市町村民税が課税されていない方々への個別勧奨ができることとお示しいたしました。

今後、現場を担う地方自治体の意見を十分にお伺いしながら、できる限り事務負担が少ない仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○松本(剛)委員 苦肉の策というのはいくつかあると思うんですが、どういふ形で配るかというのを、私どもも説明を受けました。簡素な給付措置支給業務室の方である意味工夫をされたということなんですけれども、法律の解釈、そういうことであれば、厚労省所管の臨時福祉給付金のチラシ、申請書を、税務行政だということと載せることができる。であるとすれば、直接かかわりがいいわけですね、制度上は。

これは何でも税務行政だといって載せられるんですかとお聞きをしたことについては、私は今、実は答えをいただいております。政務官も今、お答えできないと思つます。法的措置をしつかりとらないがゆえにこういう

形になってくるわけで、過去に、たしか介護だつたと思いますが、一条を入れることでこういうことを可能にしたことがあります。今からでも立法措置を検討しても私は悪くないんじゃないかというふうに思いますが、そういったことをお考えになつていかうかだけ伺いたいと思つます。

○高島大臣政務官 お答えをいたします。
臨時福祉給付金は、平成二十六年度分の市町村民税が非課税であることが支給要件であつたため、非課税者等に対して課税されていない旨の確認の通知を知らせを出すという、税務行政の一環として行われる、納税手続を円滑にするという仕組みと関連づけることが可能でございます。

今後、他の施策において税務情報を活用できるか否かについては、それは個別に判断をしていくということでございます。一概には申し上げられないところでございます。

なお、この手続につきましては、私も地元自治体の首長さん等から随分御懸念をいただきましたけれども、このやり方で相当の御理解をいただいたというふうに、直接お聞きをしているところでございます。

○松本(剛)委員 消費税は国税だけではありませんけれども、国がしっかりと法で定めて、地方自治体に法に基づいてお願いをして支給をすべきであつて、今政務官もおっしゃったように、自治体の判断に基づくという前提でこれは組み立てられていますし、今の御答弁も、役所の答弁としてはそういうことにならざるを得ないでしょうけれども、政務官も、政務のお立場では、ぜひ役所をむしろ返していただくべきじゃないかというボールを、本当にこういうことではないかというボールを、相当カバーできるでは本当はだめなんですよ。簡素な給付措置は、しっかりと届くようにしなきゃいけないはずなんです。それによつて初めて理解が得られるわけですから、これで大体何とかなりそうだと、ぎりぎりのところを抜けばいいですが、今からでも打てる手は打つべきだと

いう政治判断をするかどうかということ、この場で強く申し上げたいと思つます。
残念ながら質疑時間が参りました。幾つか積み残しがありますが、ポイントだけちょっと申し上げて、質疑を終わりたいと思つます。
本会議で申し上げましたが、複数税率の問題について、課題がある、かなりの財源が必要になるということ。

それから、給付つき税額控除も、法で検討すべきということになっているので、与党でも検討いただきたいと思います。ぜひ政府でもしっかりと御検討いただきたいということを要請申し上げます。

それから、給与所得控除のあり方については、実額控除とセットで修正案を出させていただきたいと思つます。
寄附税制の促進は、本会議でお願いをさせていただきます。

医療、介護の控除対象外消費税の消費課税のあり方の根本的な見直しも、抜本改革法七条に基づくものとして、修正案を出させていただきたいと思つております。

また、今回、税理士法の改正が組まれております。これも意義あるものと思つますが、今後さらなる前進も必要だろうと思つますが、また、この運用をしつかりやっていたきたいということを要請させていただいて、私の持ち時間が終わりましたので、質問を終わらせていただきたいと思います。

○林田委員長 次に、桜内文城君。
○桜内委員 日本維新の会の桜内文城です。
本日は、主に法人税についてお尋ねをしてまいりたいというふうに考えております。
今回の税制改正、いろいろ苦心もされたとは思ふんですが、我が党でも検討しております。法人税率、特に実効税率の引き下げという大きな改革に取り組むべきではないかというふうに私ども考えておりまして、そしてまた、政権与党

の方でも、ダボス会議におきまして安倍総理が、世界で一番ビジネスをやりやすい国にしようという中で、法人税の実効税率の引き下げについても結構踏み込んだ発言をされたやに報道されております。

まず、この法人税の実効税率の引き下げについて、財務大臣のお考えをお尋ねいたします。

○麻生国務大臣 この法人課税の改革全体については、産業政策を含めまして大きな議論を行った上でやりませんと、極めてグローバル化していった経済の中で、他国との競争などを考えながら我々は検討していかなければならぬのだ、そのように思っており、多分同じような御趣旨から思っておられるんだと思います。

したがって、私どもは、政府税調の中において、専門的な観点から、まず法人実効税率のあり方、それに当たっては、課税ベースというのをどうやって確保するか、広めるか、また政策の効果があるかないかの検証、また他の税目との関係等々、いろいろなことを検討して、今後、議論の方向性について考えていこうという提案をして、今、政府税調に投げたばかりのところでもありますが、それにつきまして、今の段階でどうこうするということをお答えするのは困難であります。

○桜内委員 今の段階では、おっしゃったとおり、政府税調に諮問されたばかりということ、なかなか御発言しにくいところもあるかと思うんですが、日本の経済力を復活させる、成長を再び軌道に乗せていくという意味でいえば、グローバルな競争に打ち勝つためには、法人税の実効税率の引き下げというのは恐らく一つの大きなテーマになってくるというふうに考えております。

その中で、昨年の臨時国会で、国家戦略特区に関する法案が可決、成立をしていきました。

くっております。特に事業税というのは、法人税の税額の計算上、損金算入されるものですので、事業税を仮に減税したらば、その分法人税の課税ベースとなる所得があふてしまいます。それはやはり、減税の効果を狙って地方自治体が独自にそういった政策をとりたいたいときに、できれば損金算入が減らないような形をとってけれないかという要望を国の方に大阪府なり大阪府の方からさせていだいたところなんです、今のところ完全に無視されております。

これは非常に残念なことだとも思うんです。二つの点で残念だと思っております。

一つは、これまでも申し上げたとおり、法人税というものを戦略的に活用して、世界じゅうで行われる競争に打ち勝っていく。そのために、一つの都市でできる政策として、法人住民税というものは事業税というものを減税して、全部というわけじゃないかもしれないけれども、特定の産業に限って、これから発展させていきたい産業に限ってでも特区的にやっていたいという中で、一方で、ある種、国の法人税の課税ベースである所得がその分少し広がってしまっていますので、逆に国の政策の方でブレーキがかかってしまう、こういった状況はなるべく早く解消していただきたいとも思うんですけれども、これについてどのような考えになりますでしょうか。

○古川副大臣 その御提案については、この委員会あるいは参議院の方でもたびたび、御要望という形でお話を伺っておるわけです。

この国家戦略特区に係る税制につきましては、二十六年度改正の中におきまして、即時償却を含む設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例など、大胆な施策を講じることとしておるわけですが、まずはこれを積極的に活用いただきたいというふうに私どもは思っております。

御提案の税制についてなんですけれども、まず、現行制度においては、御主張のように、地方の事業税等は損金算入されるため法人税が減少

し、逆に、事業税等の金額が減少すれば、結果として法人税が増加するわけです。しかし、地方はこれまでも、この枠組みのもとで、さまざまな政策効果を判断して地方税の減免というものを講じてきていたというところ、それから、現行制度でも、納税者は地方税減免のメリットというのを受けております。これは、本来法人税でいただく部分を圧縮されるわけけれども、それでも現行制度によってやはりメリットは受けておるわけですね。

御主張のように減免を損金とみなすということ、これは、現行以上のメリットを生むということになつてしまふということ、仮に御提案のような税制を導入する場合、この特区とは別に自治体が自主的に地方税減免を行っている例があるわけですが、これも、そことの関係性といえますか整合性をどう図るかというところがございます。

そういうことをいろいろ考えますと、やはりどうしうてもこれは慎重に検討していかなるを得ないなというふうに思っております。

御主張のような新たな税制の創設につきましては、国家戦略特区は、今後区域を指定して、事業内容も今後具体化されていくわけでございますから、その中で、その政策効果、あるいは今申し上げましたような特区の内外との関係性なども検証した上で考えていかなければならないことだというふうに思っております。

○桜内委員 丁寧な御説明、ありがとうございます。

今、特に事業税について問題提起したわけですが、これも、過去の税制改正の中で、事業税については、平成二十年から、事業税を幾らか減税するかわりに、地方法人特別税を譲与税として地方にむしりお返しするという形になっておるわけですが、これも、またそれとほぼ似たような仕組みが、今回のこの委員会にかかっております法案にあります。地方法人税ですね。こちらは、地方の住民税を四・四％分減税するかわりに、これを国税として徴収して、それを交付税特会を経由して地方

に偏在なくお配りするという仕組みであります。本来、事業税のかわりに導入された国税であります地方法人特別税、あるいはその譲与税、これは次の抜本税制改革の折にもう一遍見直そうという話だったんですけれども、残念ながらこれは、置き忘れられたのか積み残しになったのか、今回の税制改正に含まれておりません。

何が言いたいかと申しますと、今ほど私が国家戦略特区を例に挙げて申し上げたのは法人事業税の話でありまして、これも、ある種、地方法人特別税という形で国税化して地方にお配りする。これは国税でありますので、損金不算入であります。一方で、今回の地方法人税というのは、法人住民税でありますので、これも損金不算入でありまして、そろそろこの辺の扱いを統一して、もうちょっと整理していくべきじゃないかということも考えております。

この点について、今後の見通しといえますか、私は、やはり政府が、政権交代もあつたりして、過去の経緯を忘れちゃったのか積み残しなのか、意図的なものなのかそうでないのか、ちょっとよくわからないんですけれども、地方法人特別税について今回全く手が触れられなかったというのはやや遺憾に思うわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○古川副大臣 全く触れられていないということではないと思います。

地方法人特別税・譲与税を、金額を圧縮していつて今後それをなくしていくということ、あるいは、今回の地方法人税にしましても、税調の方針としては経過的な位置づけだというふうに受けとめているわけですが、委員が御指摘になるように、さまざまな、国税と地方税の関係でありますとか等々につきまして、将来的にはもっと整理される形で議論がなされるべきものだというふうに私も見ておるわけです。

いずれにしても、これは、税調などの議論をよく見ていきたいというふうに思っております。

しょうから、なかなか答えにくいとは思っています。

私も以前、大蔵省に勤務しておった時分に、係長で主税局にいたわけですが、当時、ちょうど細川内閣に、政権交代が起こった時期でもありまして、そうなりますと、与党の税調と政府の税調との間で、力関係の変化というのや、やはりどうしてもありました。ただ、当時から見ておりますと、やはり政府税調の方は、これまでの積み重ねといえますが、既存の税制をもとに、そこをどう修正していくのか、改善していくのかというふうな観点に立つことが多いかと思っています。

ただ、今ここで取り上げております国税と地方税の配分ですとか、あるいは法人税の実効税率を下げていく際に、事業税であるとか法人住民税、そういった地方税を下げるのか、あるいは国税そのものを下げていくのかという中で、これは大きな政治的な意思決定というのが必要だと思っております。

ですので、もちろん政府税調の方でも御検討になるでしょうし、また与党の税調でもしっかりと御議論をされると思いますけれども、ぜひここは政治主導でもって、大胆な今後の日本の地方分権の形、あるいは、今よく道州制とも言われたりします、そういった未来に向けた日本の統治機構のあり方、そしてそれを支える税制のあり方というのを骨太に検討していただきたいという希望を述べておきます。

実効税率に関して、先ほど麻生大臣からも、実効税率を下げるのであれば、課税ベースを広げていく必要もあるという御指摘がありました。そのとおりだと思います。

これも、先ほど御答弁いただいたとおり、これから税調で御議論されることだとは思いますが、けれども、やはり今申しましたとおり、政治的な意思といえますか、これを強くお持ちになる必要があると思っております。

例えば、きのうもこの委員会で議論になっておりましたけれども、赤字法人。もちろん、赤字法

人に利益課税であります法人税をどうかけていくのか、これは難しい問題が確かにあるんですけど、日本の法人税の課税の実態といえますか徴収の状況を見ておきますと、赤字法人が非常に多いわけですね、七割前後ですか。こういった状況の中で、もちろん赤字法人をいじめるというつもりはありませんけれども、ある種、特に中小の、特に中小といっても、個人事業主の法人成りの場合と法人成りしていない場合との間の格差という不公平感というのがどうしても残っているとも聞きます。

こういった赤字法人、それも中小法人に対して、いじめるわけではなく、少なくとも公平な課税を目指していくという意味で、麻生大臣、何かお考えはおありでしょうか。

○麻生国務大臣 先ほどの法人課税の中で、実効税率というものの、今後、いろいろな意味でグローバルな社会で国際競争の中で打ちかかっていく上において、企業の持つております法人実効税率というものを考えていかなければいけない中であって、税を減らした分だけ何らかの形で代替財源を探してこないかぬ。

その中の一つに、やはり赤字法人の累積が九年というの、ちょっと幾ら何でも、いつなったんだか。私の記憶では、昔は五年が七年になったまでは記憶していませんけれども、民主党のときですか、七年を九年にしたんですか、あれは。ちょっとよく記憶していませんので恐縮なんです

が、九年になったという話を今度は聞かされたものですから、ちょっと九年は長いんじゃないかという感じが、これは私の個人的な見解で、正直そう思います。

ほかに、課税ベースを広げる意味で、租税特別措置の中で対象になっていないもの、いろいろ、分け方にもよりますけれども、九千億ぐらいのものがあるといえますから、そういったようなものを、中にはどういったものがあるのか、そのほかにもあるのかもしれないけれども、いろいろな意味で幅広く考えていかなければならぬ問題だと考えております。

と考えております。

○桜内委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思えます。

我が党の税調におきましても、やはりこの点、赤字法人は、赤字法人がかわいそうなのは確かかなんだけれども、それにしても、余りにも課税ベースを侵食しているんじゃないのかという問題意識を持つております。

そして、もう一つ、課税ベースという意味でいうと、昨日、同僚議員の田沼議員からも指摘がありましたけれども、やはり社会福祉法人それから宗教法人。これら今非課税の部分についてもそれなりに、今、こういった国の財政状況を考えるならば、検討は避けて通れないんじゃないかというふうに考えております。

社会福祉法人の経営者の方々とお話をする機会があるんですけども、ある種、配当ができないけれども課税もされないというところで、内部留保がどんどんたまっていくばかりで、結局、課税もありませんし、実際相当にもうかるそうなんですけれども、その分、どんとつくっていくのかないか。自分が経営者として配当をしようにも配当をなかなかできないというところで、かえって経営の足を縛っているとも聞きます。特に社会福祉法人の場合は、これからの少子高齢化の中、そういった施設なりをきちんと整備していくという意味でも、単に優遇すればいいという話ではないというふうにも感じております。

そしてまた、宗教法人については、これは本当に大変大きな議論があるところだと思えます。以前、私、ローマ在住の作家の塩野七生さんとお話をしておりまして、彼女が、東日本大震災に際して、一年とか二年限りでいいから、復興のための宗教法人課税というのを考えてはどうかということをおっしゃいました。一年、二年であれば、本当に人道的な見地から、宗教上の観点から、これは御賛同いただけるんじゃないのかなというのを私が月刊文芸春秋の誌上で申しましたところ、仏教界あたりから大変怒られまくったん

ですけれども。

それはそれとしまして、やはり日本の財政が大変厳しい折、宗教法人も少しは考えていただけないのかなというふうな希望も持っております。

例えば、おさい銭とか、こんなのはやはり数えるのが難しいのかなと思っております。お正月におさい銭とかが幾ら入ったのかというのを、宗教法人ごとにちゃんと決算するそうなんです。もちろん、大きな宗教法人、小さな宗教法人でやり方は違うとは思いますが、ちゃんと金勘定をやっているところはやっていられるとお聞きしますので、あなたが不可能ではないんじゃないかなとも思っております。

これは単に感想でしかないんですけども、どんなふうにも思われますでしょうか、宗教法人と社会福祉法人。

○麻生国務大臣 先生、これは昔から数多くの方々が試みられて、あなたと同じように痛い目に遭ったり、失敗された方が大勢おられます。我が党にもおられますし、私も似たような経験があります。

したがって、一つの考え方として私ども理解ができないわけではありませんが、今、私どもの税制調査会において話を振ったばかりでもありますが、現時点で議論の方向性について私の方から、宗教法人も考えろとか、NPOも考えろとか、何とかもかというようなことを、答えをというのか、ある程度枠組みとかその方向性を指示するというのは、今の段階ではちょっといいかなものかと存じます。

○桜内委員 これは政治家としてお互い言葉を慎まなくちゃいけない部分だとは思いますが、御感想、ありがとうございます。

次の質問に移させていただきます。

今回、先ほど古川副大臣からも御紹介がありましたとおり、随分思い切った、中小企業の投資促進税制であるとか、あるいは生産性向上の設備投

資促進税制の御紹介もありました。これは大変いいことだと思っております。いいことなので、できたら、租税特別措置でやるんじゃないかと、本則に入れたらどうかという提案でもあります。

といいますが、特に即時償却といいますが、我が党、あるいは私が以前おりましたみんなの党も、自由償却というのをよく言っております。

きのうも、参考までに、財務省から例の耐用年数表をいただいたんです。以前に増して大変精緻に、大変品目数も多く、相当真面目にやっておりますし、逆をいうと、よく言われますように、電子機器ですとか、その耐用年数というのが本場に、省令に実態が合っているのかどうかというのは常に言われているところでもあります。

また、私も会計、税務とかの仕事も若干やる方なんですけれども、日本の会計上の財務諸表を見ますと、よく言われます繰り延べ税金資産、これは非常に項目が多いですね。他国の上場企業も、今、国際会計基準ですので、同じような基準でやっているにもかかわらず、日本の場合、繰り延べ税金資産が、規模もでかければ、項目数も非常に、比較にならないぐらい多いというのがあります。

何が言いたいかというと、やはり公平、中立、簡素の簡素という面でいうと、税制というものと会計というものはむしろ近づいていく方向になるべきじゃないのかなというふうに考えておりました、その典型がやはりこの耐用年数表といいますが、繰り延べ税金資産の非常に大きな部分を占めますのがまさに償却超過額の部分なんですけれども、そういった部分というのがなるべく出ないように自由償却を行っていく。

仮に自由償却を行ったとしても、国から見れば税金が入ってくるタイミングがずれるだけですので、結局はいずれかの時点で損金計上されていくということを考えれば、税務当局として、余り目くじらを立てるほどじゃないんじゃないかなとも思っています。

この自由償却、あるいは即時償却をこれだけふやされるのであれば、この際、法人税法の本則にそういった規定を入れていくというお考えはありますか。

○古川副大臣 二十六年度の税制改正の中でも、即時償却など思い切った取り組みを取り入れて、これで民間投資の活性化を促したいということなのでございます。

今般創設します即時償却制度につきましては、企業の生産性を向上させる、そして経済効果の高い投資を促すという考えのもとに、設備の取得年度において、取得価額まで自由に償却できます。そしてまた、その取得年度に全額を償却しなくても、翌年度にその残りの部分をそれこそ自由に償却できることになっていきます。また、この二年間の償却によって損失が発生した場合には、繰越欠損金として、その後九年間は所得と相殺ができるということになっていくわけなんです。

こういうことになっておりますので、さらにそこに加えて委員がおっしゃるような自由償却税制というふうになるのは、いかがなものかなというふうに思っております。

○桜内委員 私が言いたかったのは、ここまである種頑張りたんだから、この際、それを本則にしたらどうですかという趣旨でございます。まあ、そこもいろいろ議論があるところだと思うんですが。

次は、租税特別措置について、質問をかえたいと思います。

これも、たくさんいろいろ御苦労されて、特に租税特別措置の場合、今、八十八あると聞きます。また、一つ一つ、特にこれは伝統的に、特に

自民党の税調というのは大変な権威があるところとして、そこで大変なぶつかり合いといいますが、意見のぶつかり合い、利害のぶつかり合いの中でこういったものができてきたという経緯も理解できるところではあるんですが、とにかくと数が多い。

それから、きのうも同僚議員の田沼さんが指摘

しておりましたけれども、総務省の方で租税の適用実態調査というのをしっかりとやらせて、残念ながら適用実績が非常に少ない、あるいは逆に言うとう適用が特定の業種に偏っている。偏るのは仕方ないとしても、適用の実績がほとんどないものについては、これは政策の結果として出ているわけですから、なるべく早く整理合理化していく必要があると思うんですけれども、この方向性についてどうお考えになりますでしょうか。

○古川副大臣 この租税については、やはり不断の見直しを行うということが大変なことだと思っております。その適用実態調査を有効に活用していかなくちゃならないということも、全く委員おっしゃるとおりでございます。

その上で、件数それから適用額、委員のおっしゃる数字なんですけれども、御案内のとおり、数字だけで判断をするというよりも、それぞれの租税を取り巻くいろいろな経済情勢、社会状況、背景があるわけですね。今後の見直しなども含めまして、政策的な観点も含めまして、これはやはり総合的に考えていくべきものだと思いますので、単純に数字がこうだからこうだという類いのものではないと思います。

○桜内委員 もちろん、いろいろな政策が国会では扱われるわけですね。例えば、今国会は恐らく集団的自衛権ですとかあるいは人の命にかかわること、こんなのは本場にお金に換算できないことだと思っておりますが、やはり税金というのは数字に置きかえることが可能な分野でありますので、せめてこういった分野ぐらいはしっかりと数字に基づいて議論をしていきたいというふうに考えております。

例えば、これは先週の日経でも報じられて、割にみんなびつくりしたという事例が租税で一つあります。「所得はサラリーマン平均の二十倍を超える八千六百万円。所得税はいくらかかるか」と。ゼロだという業種があるんですね。この新聞記事によりますと、通常であれば三千万円を超える所得税がかかってくるわけなんです。「肉用牛

で生計を立てる畜産農家ならゼロにもなる。」こういった記述があります。

我が党の税調におきましてはこれは結構大きな問題になりました、関心の高いところでもあるんです。確かに、これは租税の中でも個人所得税に関する部分なんですけれども、ただ、法人にも同じものがあると聞いております。

財務省からいただいた資料によれば、特例の対象となる売却方法、要は、飼育した肉用牛を売却した場合、その売却による所得は基本的には免税という大変な特典があります。もちろん、理由としては、肉用牛の生産は時間がかかるほか、価格変動も激しく、設備や餌代も高い、大変なリスクをしょってこういった経営をされているということもあろうかと思うんです。

とはいえ、売却による所得を全部免税というのはいかがなものかなとも思うんですけれども、これも非常に長く続いているそうです。四十七年間、租税ですとこれをやり続けているそうです。このほか、年数の長い租税でいえば、新聞報道によれば、船舶の特別償却も六十三年前から、戦後はずっとというような租税もあるわけなんです。租税特別措置といながら、戦後ずっと、半世紀前後にわたってこういったある種優遇措置が継続してきた。

もちろん、優遇措置が全部悪いと言うつもりもありませんけれども、先ほど副大臣もおっしゃったように、数字では測定できない価値あるものは物の見方があるのも確かだと思うんです。さすがにこの辺は見直さなくてはいけないんじゃないかなとも思うんですけれども、いかがでしょうか。

○古川副大臣 御指摘の肉用牛の売却に係る農業所得の特例ということでございますけれども、特別措置、特別措置といながら、ずっとじゃないかと。確かに形としてずっと続いてきておりますが、五年延長、それが三年延長になり、今回三年延長に決まったところなんです。

御承知のとおり、昨年、会計検査院から検査結果、指摘を受けております。そこにおいては、果

次の見直しにもかかわらず、先ほど御紹介いただいたような例、高額な特例の適用者が本当にごく少数だとは思っただけどもいる、そういう指摘は確かにございます。

一方で、会検の指摘によりますと、農林水産省に対しての指摘なんですけれども、「短期間で検証を行うのが困難なものについて、今後、中長期的な視点からの検証を行うに当たっては、より効果的な評価手法を検討することが必要である。」という指摘もありまして、その検証に要する期間などを踏まえて、今回、適用期限を三年延長するということになっているわけでございます。

租特につきましては、先ほど申し上げましたとおり、単なる数字だけではなくて、その背景、あるいは政策的な目的等々、総合的に考えなきゃならぬ、このように思っております。関係省庁ともよく協議をしながら、その時々の方針、ニーズというものを踏まえながら、そして、決して公平性に欠けるものであってはならないという観点を持ちながら見直しを行ってきているところでありまして、引き続きそのように取り組んでいきたいと思っております。

○桜内委員 そのような答弁になるんだろうなと思っておりますが、財務省からいただいた租特の資料、特に減収額という意味でいえば、二十四年度の実績推計という形で、ちょうど一兆三億円というような金額になっております。新聞に出ておりましたのも、その前の年ぐらいです。か、租税特別措置の減収額が約九千億円というふうにあります。

このぐらいだったら許せるのかなというのもあるのかもしれませんが、ちょっと気になる表現が、新聞報道でしかないのでは何とも言えないんですけれども、法人税関係に限っては総額九千億円の程度の減収だ、所得税などはかの税の税目の軽減分を含めると五兆円規模とされるというふうな報道があるんですけれども、これは実際のところどうなんでしょうか。把握されてますでしょうか。

○古川副大臣 この新聞の記事にあるような数字ですね。今手元にありませんが、すぐ出すことはできると思います。

○桜内委員 これは単に数字の世界ですので、実績値がどのぐらいなのか、また後で教えていただければいいんですけれども。

とにかく、小さいように見えて実は小さくないという指摘だと思っんです。来年度予算では税収が久しぶりに五兆円台になるといふふうにおっしゃっている中で、租特の減収幅が、報道でしかないんですけれども、どういった調べ方をしたのかわかりませんが、五兆円規模だといふような指摘も一部あるわけですね。

これが正確かどうかは別としても、やはり租特の整理合理化というのは、冒頭からずっと言っておりますように、特に法人税においては、これから実効税率の引き下げを目指して議論されていくのであれば、課税ベースを拡大していく、その一つとしてやはり租特の見直しというのも避けて通れないものかと考えますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○古川副大臣 かつて主税局においてお仕事をなされた御経験もある委員ですからもう釈迦に説法ですけれども、税において公平性というものは信認を得る上で大変重要な部分だと思っておりますので、その意味に照らしても、おっしゃるとおりだといふふうに思います。

○桜内委員 ぜひ、政府においても与党においても御検討いただきたいというふうに思います。

少し話題をかえまして、ここ十年ばかりの間に税法自体が大変分厚くなってきているんです。今回の税制改正法案も二分冊で大変分厚い電話帳みたいなものが配られておりましたけれども、その一つの原因というのが、連結納税ですね。こういったものが法人税法上の本則に入られてきて、相当程度の分量になっているんです。

連結納税制度は、大変な御検討、御苦労もあつて今導入されているところなんです。ではどれだけ活用されているのかというふうな質問通

告の際にお聞きしたりしておりますと、余りに少ないんです。国税庁が把握されております、法人税を申告する法人の数ですけれども、大体三百万社ぐらいだといふような記録をいただいております。法人数二百九十八万五千件ですか、そのうち、連結納税の申告をされている親法人の数でいうと千四百五十件。

大変限られたところしかありませんけれども、これは当たり前といえども当たり前なんです。連結納税といえども一〇〇％子会社のみ認められておりますので、通常、連結といえども一〇〇％持っているものであれば合併して一つの会社になったりするので一緒です。世の中、そんなにあるわけではないというのがあるんです。

何が言いたいかというと、先ほど少し申し上げましたけれども、会計と税制の間の乖離が非常に大き過ぎるんじゃないかという問題意識を持っております。税のロジック、理論からいまして、一〇〇％子会社のみが連結納税の対象といふふうに限定する必要は本当はないですね、税の理屈からいまして。ただ、実際には、その方が恐らく税の適用関係が明らかにしやすいということだとも思っんです。

そういう意味で、要件が少し厳し過ぎるんじゃないのか、適用件数がこれだけ少ないということも、もうちょっと改善の余地があるんじゃないかとも思っんです。そういう将来的な方向性、すぐにばんとは言えないかもしれませんが、でも、この連結納税制度の適用法人の少なさ、あるいは今後どうすべきかという点について、お考えがあればお願いいたします。

○古川副大臣 お答えいたします。

一言で申し上げれば、やはり公平性ということに行くのだろと思っます。企業会計の世界における価値観と、やはり税務においては違うんだというふうに思っんです。

御案内のとおり、この連結納税制度というのは、一体経営がなされ、実質的に一つの法人と見ることができる企業グループを一つの納税単位と

することによって実態に即した課税ができるということなんですけれども、そのために、この対象企業の範囲は、完全支配関係、一〇〇％ということとで、やはり条件をしっかりとっていくということでございます。

委員御指摘のように、完全支配関係がある子会社以外にもその対象を広げたらどうかという御指摘なわけなんですけれども、しかし、この制度はあくまでも、申し上げておりますように、法人単体での納税の原則の例外です。ですから、損益を相殺して課税が軽減される、そういう性質があるわけですから、適用は抑制的でないかならない。

それとまた、一〇〇％でない場合、少数株主です。少数株主が持ち分を保有する法人の所得を全額合算することが本当に適切かどうか。公平性のことから考えましてもクリアできない問題点があるといふふうに思っますので、やはりここは慎重に考えなきゃならぬ、こういうふうに思っしております。

なお、申告件数が少ないじゃないかということなのでございます。相対的に見ると数は確かに少ないんですけれども、五年前の十九年度の六百七十一件からしますと倍増、一千二百七十五件にあつておまして、その意味では制度が着実に浸透してきているのではないだろうか、このように思っしております。

○桜内委員 何が何でも会計と同じようにしろと言うつもりもないわけなんですけれども、どちらかというと、経済的な実態に即してやはり税制もあるべきじゃないのかなという指摘でございます。

これに関連して、組織再編税制。これはまた非常に範囲の広い話です。もう時間も余りありませんので、よっぽど細かいところを聞くんではありませんが、組織再編税制にせよ、その他日本の法人税法上よくありますのが、税制適格に該当するか否かによって、例えば組織再編であれば、簿価による合併の資産の承継、こういったものが可能になるとか、そうでないとかいう要件があるわけなんです。

一方で、これはむしろ税制の経済活動に対する中立性といえますが、こういった面からするとどうなのかというふうになんか思っております。というのが、税制適格を満たすために例えば従業員を八〇%以上引き受けました、しかし、その後、一期法人税の申告が終わった後に大々的にリストラをやっちゃいましたとか、そういった、税制適格要件を満たそうとするために企業の経済活動がええつてゆがんでいく、ないしはそれをすり抜けていくようなやり方をする場合も聞々耳にするわけですね。

そういった意味で、何が言いたいかというと、組織再編税制は、今、会社法上、MアンドAですとかが大変盛んですので、なるべく使い勝手のいいものにしていくべきだと思うんですけども、ちよつとその辺の方向性は、今の税制適格の要件であるとかその制度設計自体、私はちよつと疑問を持っております。

では、諸外国はどうなんだということも実はきのう主税局の方にお尋ねしたんですが、そういう事例はともよくわかりませんという回答だったんですけども、ぜひその辺も調べていただいで、よりよい企業再編税制であるとか、グループ税制といえますか、先ほど申しました連結納税制度も含めて、もつと使い勝手のいいものにしていくべきだという大きなことを指摘しておきます。これについて最後に感想をお伺いして、質問を終わりにいたします。

○古川副大臣 先ほどから、いろいろ前向きな御提言なりいただいておりますが、いずれもかたいお答えになつてしましまして、恐縮に思います。

企業が組織変更する上で、やはり経済状況はいろいろながいといひありますから、組織再編の前後で経済実態に実質的な変更がない場合は、課税の繰り延べなどを認める組織再編税制というものも設けているわけなんですけれども、しかし、やはりそこにおいても移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するということが原則でござ

います、やはりこの原則は貫かなきゃならぬという基本的な考え方をいたしております。

ですから、この組織再編税制の適格の要件につきましては、この原則に沿ったものでなきゃならないということから、幾つか御紹介もいただきましたけれども、厳格な要件を定めているわけでございます。

しかし、委員おっしゃいましたように、国際的な企業活動の実態等々ございますので、そういふものもしつかり見ながら、将来においてはどうか、そういう見方は常に持つていなければならぬというふうに思っております。

○桜内委員 ありがとうございます。ちよつと時間が来たので、これで終わります。残念ながら消費税まで踏み込めなかつたのですが、また次の機会ということ、よろしく願ひします。

ありがとうございます。

○林田委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。

きのうに引き続きまして、本日もよろしくお願ひをいたします。

まず、昨日の続きから入らせていただきたいと思うんですが、復興特別法人税の廃止、これをどのように賃金上昇につなげていくかという議論です。きのう私が申し上げたのをもう一度繰り返して恐縮ですが、結局、最後の税前利益から法人税等が引き算されて当期純利益になるわけでございます。復元法人税等の廃止、ここが減つても営業利益には変更がない。そういう中で、企業経営者としては、販管費や製造原価に入っている人件費を上げるといふ経営判断になかなか論理的にはなりにくいというか、論理からいふとならないんじゃないかという指摘をさせていただいたわけでございます。

まず、昨日は、この点は大臣は即答でできませんとおっしゃっておられました。一晩たちましたので、ぜひお答えをお願いしたいと思います。

〔委員長退席、菅原委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 今の御指摘は、財務諸表をもとに考えますと、それはおっしゃる通りに、法人税の減税が企業の最終利益を増加させはしますものの、いわゆる税引き前の営業利益の改善ということに直接つながるものではないということなんだと思うんですね。

しかしながら、例えば決算賞与というふうなものも考えてみても、従業員であれば最終利益のいわゆる分配先になり得るというように考えられますので、今般の改正というものは、少なくとも企業の投資意欲というものを高めたり賃上げの余地を高めるものになつてもええいいなというふうに考えております。

○大熊委員 財務省から見た理屈はそうだということ、一応議論の共通点はあるかと思うんですね。

私も、質問して言うのもなんなんですが、やはりそう簡単には賃金上昇につながらないと思うんです。経路としては、最終的な純利益は結局ふえるわけですから、それを前向きな設備投資なんかに使つて、今回はそういう税制措置が入つていますが、それによつて売り上げが上がりますよ、そうすれば、その上の方の販管費とか製造原価の中の人件費が上げられる、こういう経路に多分なるんだらうなということで、十月一日の閣議決定の文書か、あるいはそれ以降か、何かもう少し、財務省さんとしては、もうちよつと理屈をしつかりと紙で書かれた方がよかつたのではないかとこのうふうには思うわけでございます。

ただ、これを書きますと、うるさい野党議員から、そうするとすぐ時間がかるんじゃないか、こういう指摘が来るんだらうと思うんですね。しかしながら、やはりこは、人件費の指標というのは経済指標の中でも一番遅延性のある指標でございます。ですから、すぐになるよみたいな、空手形と言つてはあれなんです。時間がかるんですというふうには正直に言われた方がよろしい、あるいはよろしかったんじゃないかと思うんです。

が、大臣、一言、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 うるさい野党の部分も含めまして、おっしゃっていることはよくわかるんですが、企業が収益の改善というのが速やかに行われるということが一番肝心なところなんだと思います。

いずれにいたしましても、今言われましたように、表現の仕方をもう少し、といつても、なかなか書き方は難しいところだとは思つておりますけれども、今の御意見というのは参考にさせていただきます。

○大熊委員 企業にとつて収益の上昇というのは確かに大事で、私も異論はございません。もう一つ、中長期的な企業の体質改善、いつも私、予算委員会などで大変失礼なことを申し上げているわけですが、日本の経営者のレベルは非常に低いんじゃないか。要するに、諸外国に比べまして、いろいろな収益性、売上高や営業利益率にしても純利益率にしても、あるいは資産と比較した利益率、ROEとかROAですね、全て、それを比べても圧倒的にナンパーワン、悪い方のナンパーワンだらうと思うんですね。

ドイツの企業あたり、これはどんな企業とどんな企業を調べるかというのはあると思いますが、全体としては、下手をする、日本の営業利益率が先方の純利益率よりも低いんじゃないことももしかしたらあるんじゃないかぐらい低いわけでございます。

だから、こは、財務省さんとしては税で何とかしようという観点なんでしょうけれども、これは当然、内閣としては、税だけじゃないということ、日本企業あるいは日本経済全体の筋肉質化といひましようか、これがやはり基本であつて、税というのは、この委員会は税の委員会なのでしようがないんですけれども、それをサポートするんだ、こういうことなんだろうと思うんですね。しかし、御説明にはそういう部分、頭出しの部分がいふ欠けているんじゃないかなというふうに思わざるを得ないんです。この委員会ではそ

つと教えていただければと思います

経済的な効果があつたのではないか

来行動が変わって、それでGDPに影響

お金が足りないんだ、でもって、税

きのもちよつと出たかもし

せんが、繰越欠損金の損金算入期間の問題なんです。今回の法案には入っていないかもしれませんが。

こは、きのうも議論させていただいたように、もともと、かつての日本の金融危機のときに銀行向けに入った措置ではなかったかというふう記憶しているわけでございます。そうすると、今、日本の銀行は立ち直っているわけでございます。そして、結局、銀行を救うための措置ではなかったのかという疑いも持ってしまう、一般的にはそういう方も結構いらっしゃるんじゃないかというふう思うわけです。

その点、間違った理解なのかもしれませんが、そういった論を生まないといえますか、あるいはそうじゃないんだということ、これはそうなのかどうか、一言いただきたいと思えます。

○田中政府参考人 現在、繰越欠損金の損金の算入期間は御指摘のように九年になっております。これは、平成二十三年年度の改正で七年から九年に延長しております。

このときの経緯は、私どもが承知している限りでは、法人税率の引き下げ、国の法人税率を三〇％から二五・五％に引き下げる際に、いわゆる課税ベースの拡大の一環として、欠損金の繰越控除のあり方について見直しをすることにしたものですから、その一環で七年から九年に延びている。七年から九年に延びているだけではなくて、大法人について、欠損金の見直しをした際に、控除限度額を所得金額の八割にしている。そういうコンセンプトで行われたというふうに考えております。

○大熊委員 五年から七年に延びたのは金融危機のときというふうに承知しているもので、それはそういう理解でよろしいんですか。そうすると、私の先ほどの質問になるんですが。

○田中政府参考人 五年から七年については、たしか十六年度の改正でございますが、このときも、間違つておればまた訂正いたしますが、法人税の改革が全体的に行われて、課税ベースについ

ての議論があったというふう記憶しております。

○大熊委員 金融危機の出口ぐらいついときではなかったかというふうにも思う、約十年前ですが、そういうことなので、私が言うのもなんですが、あらぬ疑いが起こらないようにされたいかがかなと思うわけでございます。

それから、次に行かせていただきますと、今回、先ほども議論が出ましたが、事業再編の関係で税制の措置が入っているわけでございます。

日本再興戦略においては、企業や産業の新陳代謝を促進し云々ということなわけですが、これもまた先ほどと同じ議論で、もともと税制がサポートする。本来、こういうコンピネーションなんでしょうというふうには思えます。

税だけでどうなんだというふうにぎりぎり申し上げるつもりはないんですが、それでもなお一応、この措置によって事業再編がどのぐらい活性化していくのか。

日本は、かつてより大分多くなったとはいえ、多分、今でもアメリカの十分の一とか二十分の一ぐらいじゃないかと思うんですね、経済規模が半分というの。ということは、そういった再編の動きというのはまだまだ非常におくれているというふうに言わざるを得ないということで、今回、この措置だけではできないんでしようけれども、この措置によってどのような効果が期待されているか、教えていただければと思います。

○田中政府参考人 今回は税制の措置だけではございまして、先般の臨時国会で通りました産業競争力強化法のスキームがまず前提にござい

ます。この認定を受ける企業で、複数の企業が今おっしゃいましたような事業統合等によって新会社を設立する場合の事業再編、これを行いたくするということ、新会社に対する出資、融資額の七割の損金算入を認めるということでございます。先般、かなり大きな会社の合併が報道されておりますが、これについてもこの産業競争力強化

法の中で認定が受けられるものだというふうに想定しております。

○大熊委員 どこかにあったかと思うんですが、それぞれの措置でどのぐらい税収がプラスになったりマイナスになったりという表があったかと思うんですが、そうすると、この再編にかかわる、特措法の五十五条の三とか、これで幾らぐらいつい効果、あるいはそのために事業再編の件数は何件ぐらいついを想定していらつしやつて、それは現状より例えば何割増しを目標にしているとか倍だとか、その辺の数値的なところをちよつと教えていただけますでしょうか。

○田中政府参考人 細かな積算については今調べたお答えいたしますが、この税制改正によって国税にどういふ影響が出るかということでございますが、事業再編促進税制全体で、平年度、初年度、約百億の減収というふうに見込んでおります。

○大熊委員 数字をしつかり、国会の議論ですつとお出しいただきたいというふうに要望を申し上げます。

次に行きまして、軽自動車の増税関係でございます。これも先ほども議論が出ておりましたが、ちよつと私は違う切り口で、言われた方もいらつしやるかもしれません。

この軽自動車、日本で今や数少ないと言っちゃ語弊があるかもしれませんが、世界的に見ても競争力があるといえますが、特徴的なプロダクトです。よね。ほかの国がなかなかまねのできないという分野、セクターの競争力をわざわざ弱めてしまつような、そういう施策に見えらるわけですね。今や、テレビとか半導体、DRAMなんかもかつて日本はナンバーワン、あるいはパソコン、コンピュータ関係も世界のトップだったのが、凋落をしてしまつています。

この軽自動車は、数少ない残つた、世界に冠たるすばらしい分野だと思つて、ここを逆に弱くしてしまうようにどうしても見えしてしまうんですが、そうではないんですか。よろしくお

願いたします。

○平嶋政府参考人 お答えいたします。軽自動車の今回の改正につきましては、ちよつと背景を申し上げますと、そもそも、税制抜本改革法第七条におきまして、自動車取得税を抜本的に見直す、そういう方針の中でその代替財源について関連税制の見直しを検討しろという条文がございます。それで、総務省といたしましては、そういう法律の規定を踏まえまして、地方財政審議会に検討会を設けて、車体課税全体について幅広く検討をお願いしたところでございます。

その中で、代替財源については、税制抜本改革法を踏まえて、まず、車体課税の中にいろいろな不均衡がある、そういう中から税収の確保を検討すべきじゃないかと。そういう観点の中で出てきたのが、例えば、自動車税の営業車と家用車の格差があるんじゃないかという問題ですとか、軽自動車と小型車の間に大きな格差があるんじゃないかといったことを御指摘いただきました。特に軽自動車は、大型化、高性能化が図られているにもかかわらず、小型自動車と四倍以上の税率格差がある、こういう御指摘を頂戴したわけでございます。

これらを踏まえて、私ども総務省として与党税制調査会での議論をお願いしたわけでございますが、今先生からも御指摘ありました軽自動車というの、日本の独自の規格である。これが、日本の中では大変いいのでございすけれども、逆に海外での実績は全くない。結局、競争力というのは国内の問題になっているということでございます。よね。こういうふうな軽自動車よりも、むしろ海外で売れるような技術ということになると、もう少し上のクラスの小型車であるとか、もっと大きな車の方もバランスよく育てていく必要があるんじゃないか、こういうふうな議論が行われました。

こういうものについて、自動車産業、産業政策、あるいは自動車の規格も含めて活発な議論をいただきました結果、今回のような、負担の軽減

を図りつつも、軽自動車の引き上げを行うという決定がされたというふうに承知をいたしております。

なお、軽自動車についても、いずれにしても、グリーン化を進めるという観点から、そういう性能を高めていく必要があるということから、経年車重課を導入しますとともに、軽課を検討することといたしております。

以上でございます。

○大熊委員 やはり、なかなか納得いきがたいお話なんです。

というのは、日本の中では軽自動車をつくっています、だけれども、同じ企業がその技術力を使つて海外ですばらしい小型車をつくつてもうけているわけですね。だから、結果としてそういう企業を弱めることに、まあ、特定のことを言うとなれなんでしょうが、規格が日本国内だからといって、それだけをもつてというのはちょっと違うんじゃないかということ。

それから、平準化する、そういうことの発想自体が、特徴を、差別化をしていくということと逆の発想です。

逆に言うと、今まで軽自動車の方が税制的に優遇というふうに言えるのかどうか、相対的にはそういうふうに言えるかもしれませんね、それによつて産業が発達してきた、意図せずか意図してかわかりませんが、そういう産業政策を税制からサポートしてきた、そういう面もあるんじゃないかというふうに思ふんですね。

だからこそ、世界一の、軽自動車は日本だけなんでしょうが、それを使った小型車のビジネスというのが世界でいろいろあるわけでございますし、競争力が高まっているわけございまして、それはむしろ、グローバルの競争の中で、日本の企業の特徴ある分野としてますます強くしていくべきなのに、今回は逆をやっているんじゃないかという懸念が全く拭えなかった今のお話でございます。

あと、もうほとんどないということなので、

ちよつと飛ばさせていただきます。

国家戦略特区区域の税制の措置なんです、歴史的建造物の修繕、これについてもこの特例が認められることがあるのかどうか、ちよつと一言お願いしたいと思います。

○古川副大臣 国家戦略特区に係る税制につきましては、この二十六年度改正におきまして、即時償却を含む設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例など、大胆な施策を講ずることとしているわけです。ただ、この国家戦略特区税制の狙いというのは、資産の新規取得等を促進したいというところにその心があるわけですし、御指摘の歴史的建造物の修繕につきましては、その対象にはなりません。

○大熊委員 私の地元の上野にいろいろ歴史的建造物があるので、リニューアルしてほかの用途に使うとか、そういうことをイメージしていたんですが、なかなかちよつと難しいということでした。時間を終了ということで、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○林田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

昨日の質問で、中小企業と消費税の問題を取り上げてまいりました。きょうは、その続きということであります。

最初に確認をしておきたいのは、二〇〇四年に、免税点、これが売り上げ三千万から一千万に下げられたわけでありまして。このときに、当然、課税事業者はどんとふえたわけでありまして、何件から何件にふえたか、その実績を示していただきたいと思ひます。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

税務署に提出されました消費税の課税事業者等の届け出件数でございますけれども、平成十五年度は約二百五十三万件、平成十六年度は約三百七十四万件、平成十七年度は約三百八十七万件となつておりまして、平成十五年度から平成十七年

度で約百三十四万件増加しております。

○佐々木(憲)委員 百三十四万件が新たに課税対象、納税義務を負うようになったわけですね。それが今何件になっているのかという点であります。ふえたのは百三十四万件でありますけれども、今、何件ありますか。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

直近の平成二十四年度の課税事業者等の届け出件数は、約三百二十七万件となっております。

○佐々木(憲)委員 当時は課税対象が三百八十七万件だった。現在は三百二十七万件ということ、六十万件がこの間失われている。それだけいなくなつたわけですね。

麻生大臣、この業者はどこに行つたんですか。

○麻生国務大臣 これは、いろいろな例が考えられると思つております。例えば、八百屋さんやら豆腐屋さんやらを全部スーパーにまとめて、一件になつた。業者の数は減つて、中に全部入れられた。私たちの地方でもよくある例です。そういう例もありまして、後継ぎがいなくて結果的にその店を閉めた等々、いろいろな例もあろうかと思ひます。

いずれにしても、数の面ではかなり減つてきておるといふことに加えて、バブルの崩壊とかアジア通貨危機とかリーマン・ショックとか、いろいろな不況もそれに重ねて起きたということも考えられると思ひますので、今申し上げたようにいろいろな面が考えられるので、これが答えというのが一つあるわけではございません。

○佐々木(憲)委員 それはいろいろな面がありまして、

その中で、課税業者になりました、なかなか消費税が転嫁できないために持ち出しがふえて、その結果、営業が成り立たないということで店を閉じる、そういう例もかなりあるんです。私は、その事例をたくさん聞いております。転嫁できないと、結局、自己負担になるわけですね。しかし、経営が厳しくなると滞納せざるを得ない、こういう状況も生まれるわけですね。

数字を確認したいわけですが、新規発生滞納の中で消費税の滞納が占める比率をお答えいただきたいんです。一九八九年、九五年、二〇〇〇年、二〇〇五年、二〇一〇年、最近の数字、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○藤田政府参考人 御指摘の各年度におきます新規発生滞納額に占める消費税の割合を申し上げますと、一九八九年、平成元年度が二・七％、一九九五年、平成七年度は二七・四％、それから二〇〇〇年度、平成十二年度は四四・六％、二〇〇五年度、平成十七年度ですが四五・四％、二〇一〇年度、平成二十二年は四九・七％、直近の二〇一二年、平成二十四年度は五三・六％となつております。

なお、今の消費税の新規発生滞納額に占める割合でございますが、ちなみに、平成二十四年度の消費税の新規発生滞納額は三千百八十億円でございまして、ピークでありました平成十年度の七千二百四十九億円から大幅に減少をしております。

○佐々木(憲)委員 一九九七年に税率が三％から五％に引き上げられて、そのときに滞納が急増しているわけですね。それから、二〇〇四年に免税点を三千万から一千万に下げた、その後にも滞納がふえています。経営が大変厳しくなっているわけでありまして。このまま税率を八％に上げるとなつていきますと、かなり厳しい状況が生まれて滞納もふえるのではないかと、そういうふうに思われるわけですね。

税制だけではありませんけれども、全体として、日本の中小企業の経営というのは非常に大変な状況になつておりまして、駅前の商店街もシャッター通りになるとか、中小零細業者の数が大変減っているのではないと思ひます。

そこで、中小企業の数がどうなっているのか。一九九一年から今までの二十年間、中小企業の数、数字を示していただきたいと思ひます。

○田中政府参考人 お答えいたします。

我が国の中小企業、小規模事業者の数は、事業

所・企業統計調査によりますと、一九九一年は五百二十万社、二〇〇六年は四百二十万社、それから、この統計の後で後発統計として経済センサスというのが出ていますが、これによりますと、二〇〇九年は四百二十万社、二〇一二年は三百八十五万社となっているというふう聞いております。

○佐々木(憲)委員 中小企業の数自体が相当減っているわけですね。今、統計の紹介をしていただいたんですけれども、一九九一年は五百二十万社あったわけですね。若干統計のとり方は途中変わりましたけれども、二〇一二年は三百八十五万社ですから、これだけでも百三十五万社減っているわけですね。大変な減り方で、単純計算をやりますと、二六％減少。

これは、中小企業にとっては、税の負担というのが大変重いということもあります。滞納がこれだけふえてきている、なかなか納税できない、そういう場合にはもう店を畳むということになってしまいうわけでありまして。

麻生財務大臣、中小企業で働いている人たちは、今、全体の七割ぐらいいるわけですね。そうしますと、この中小企業が百何十万も減っていきますと、働く場所がなくなってくる。つまり、雇用全体にとっては大変大きなマイナスになるわけですが、そういう認識はございますでしょうか。

○麻生国務大臣 景気が悪くなってくる、商売が難しくなる、結果として倒産がふえる、その結果失業が上がる、いわゆる自由主義経済の中において特にあります上に、加えて、デフレというこれまでにない経験をいたしておりますので、私どもの場合は極めて厳しい状態が二十年続いてきたんだと思っております。

○佐々木(憲)委員 大変厳しい状況が続いているわけでありまして。

他方で、消費税に関連を言いますと、輸出関連の大企業、この場合には、輸出ですから、消費税の還付というのがあるわけですね。

それで、この合計額は今のぐらいなのか。売り上げ十億円以上の還付額、それから全体の還付額、これは一体どうなっているか。国税分と、それから国、地方分を合わせた分、それぞれの数字をお答えいただきたいと思っております。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国の分でございますが、平成二十四年度の消費税の還付額は約一兆九千億円でございます。このうち、売り上げ十億円超の法人の平成二十四年度分の消費税の還付金額は約一兆七千億円になってございます。これは、済みません、地方消費税分一％は含まないものでございます。

○佐々木(憲)委員 今御紹介ありましたように、還付額の中で、大手企業が八九・八％になるわけですね。全体で一兆九千億円が還付されているわけですが、一兆七千二百三十二億円が売り上げ十億円を超えるところに還付をされている、こういうこととございます。

こうなつてまいりますと、もちろん還付されたから丸々利益になるかというところではないと思っております。ただ、中小企業に対して、単価を買いたたいて、消費税分をおまへのところで見ると、いろいろな話がまかり通つていような状況が今までありました。そういうことであると、これは、還付されたら自分のところの利益になってしまふ、こういうことでありますので、そういうふうにならないようにしなきゃならぬというふうに思っています。

そこで、これは税務署の関係であります。例えば、消費税の納税額、納めてもらった額ですね、それと還付した額、これを比較して還付の方が多い税務署があるんじゃないか。その税務署名とその差額、これを示していただきたいと思っております。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

国税庁の平成二十三年度の統計によりますと、消費税、国税分の納税額から還付額を差し引きました差し引き額が大きい上位十署の税務署名それから差し引き額でございますが、一位、豊田税務

署、約一千九百三十三億円、二位、神奈川県税務署、四百四十九億円、三位、海田税務署、約二百六十七億円、四位、阿倍野税務署、約百三十八億円、五位、今治税務署、約九十六億円、六位、直方税務署、約五十九億円、七位、右京税務署、約二十八億円、八位、阿南税務署、約二十一億円、九位、門真税務署、約二十一億円、十位、蒲田税務署、約二十億円となっております。

○佐々木(憲)委員 私もこれを見て驚いたんですけれども、税務署というのは、大体税金を集めるわけですから赤字なんですけれども、これは赤字なんです。消費税については、

何でそうなるのかということですが、愛知県の豊田の場合は、当然、トヨタ自動車、関連会社もあります。神奈川県税務署の場合は日産自動車ですね。それから、広島県海田税務署の場合はマツダ本社。大阪府阿倍野税務署の場合はシャープですね。それから、愛媛県今治の場合は造船などの輸出企業がある。福岡県直方税務署の場合はトヨタ自動車九州。京都府の右京の場合は村田製作所本社があります。それから、徳島県阿南の場合は日亜化学工業の本社。大阪府門真の場合はパナソニック本社。東京都蒲田の場合はキヤノンの本社。

どちらかといえば、こういう大手企業の城下町のところの税務署は、消費税については、もうもうよりも返す方が多いということで、赤字になっている。それが十税務署あるということは今報告いただいたわけでありまして。本当にびっくりしたわけですね。

それで、次に、この前、転嫁の問題をお聞きいたしました。きょうは国交省にも来ていただいておりますが、この転嫁の問題というのは、中小企業だけではなくて、地方の公共交通機関、これも大変深刻な状況になっているわけでありまして。

この消費税の転嫁問題というのは、乗り合いバスの場合を例に挙げますと、国交省が、平成二十三年、二〇一一年十二月十二日の政府税調に提出した文書があります。参考資料ということなんで

すが、その中に、「消費税率引き上げによる乗合バスへの影響」という資料があります。

それを見ますと、「乗合バスの場合、利用者の大幅な逸走が、逸走というのは、いなくなる、逃げ出す、こういう意味なんですけれども、「利用者」の大幅な逸走が懸念されるため、運賃値上げによる消費税の転嫁は事実上困難。こういうふう

に言っていたと思うんですが、これは間違いありませんか。

○大庭政府参考人 お答えいたします。御指摘のとおり、平成二十三年十二月十二日に開催されました政府税制調査会におきまして、国土交通省から、「消費税率引き上げによる乗合バスへの影響」についてでございますけれども、「運賃値上げによる消費税の転嫁は事実上困難」という資料を提出した経緯がございます。

この資料を提出した当時でございますけれども、経済情勢が芳しくない状況のもとで、利用者のさらなる減少を懸念する事業者の主張、これを酌み取つて、このような資料を提出したものと理解しております。

○佐々木(憲)委員 この資料によりますと、運賃値上げを行った場合の影響、つまり、消費税の増税を上乗せして、今、転嫁しろ、転嫁しろというわけですから、上乗せした場合に何が起こるか、こういうことが書かれているわけでありまして。

一つは、「運賃改定を行つても利用者の逸走により相殺され、十分な増収につながらない」。運賃改定、つまり、引き上げても、その分お客さんが減ってしまうので、十分な増収にはつながらないというのが一点。

それから、「運賃値上げによるマイカーや自転車、徒歩への移行やバスによる出控えなどが逸走の主な理由」。

それから、三点目として、「運賃値上げによる転嫁が期待できない中、消費税の納税額は確実に増加するため、乗合バスの収支の悪化と路線の廃止・減便、バリアフリー化等の遅れ等が強く懸念される。」というふうに書いているわけですね。

それから、タクシーの場合も、こういうふう
に指摘をされているわけです。「タクシーの場合、
利用者の大幅な逸走が懸念されるため、運賃値上
げによる消費税の転嫁は事実上困難。」

バスもタクシーも大変に困難な状況である、こ
ういうふうに書いていたわけでありまして。

先ほど確認しましたが、現在、経済状況はそん
なに好転しているわけじゃないです、地域の場合、
同じようなことが、今、消費税の増税が実行
された場合には発生するんじゃないかというふう
に思います。

この点、国土交通省は、どういうことをこれに
対応してやろうとしているのか。これは、転嫁す
ればするほどお客さんがいなくなつて経営が成り
立たないということになりかねないわけですが、
いかがでしょうか。

○大庭政府参考人 お答え申し上げます。

今回の消費税の引き上げに際しましては、日
本経済全体をめぐる状況や今後の見通しを踏まえ
まして消費税の引き上げが決定されますとともに
、政府として、公共料金等については、税負担
の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する方針
が打ち出されました。

これに伴いまして、国土交通省では、路線バス
を含みます公共交通において、消費税の運賃への
転嫁が円滑かつ適正に行われるよう取り組んでい
るところであります。現在までに、路線バスに
ついて申し上げますと、運行する事業者のうち約
九五%の事業者から、消費税転嫁のための上限運
賃の変更可申請がなされているところでござい
ます。

今回の運賃の改定につきましては、その中に、
ICカード利用時には一円単位運賃の導入を認め
ることとしていることなどから、利用者の十分な
御理解が何よりも重要であると考えております。
このため、国土交通省では、事業者において利用
者の理解が得られるよう適切に対応することを要
請しております。これを受け、各事業者におい
ては、利用者への説明などに万全を期していただ

けるものと考えておるところでございます。
○佐々木(憲)委員 これは対策になっていないわ
けであります。

昨年十月二十九日に、国交省は、「公共交通事
業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に
関する基本的な考え方」という文書を出しており
まして、こう言っているんです。「消費税率引上
げ分については、事業者の改定申請がされた場合
には、運賃・料金への転嫁を基本として対処す
る。」と。

転嫁できないという声を政府税調に提出した国
交省が、転嫁できないと言っているのに転嫁せよ
という通達を出して、それを奨励して、現在、転
嫁しますというのが九五%申請があるということ
ですね。

要するに、お客さんがいなくなつて赤字が出て
やつていけないと言っているながら、値上げしな
さいと。つまり、赤字が出てやつていけないこと
を奨励する、こういう話になるんじゃないでしょ
うか。

○大庭政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、消費税の引き
上げに伴いまして、公共料金等について円滑かつ
適正な転嫁を基本とするということで対処するこ
とをいたしまして、これにつきましては、事業者
並びに特に利用者の方の御理解をいただくこと
によりまして、適切に転嫁していくことが必要
かと考えております。私もいろいろといたしまし
ては、そのような観点からさまざまな依頼などを
しているところでございますので、御理解いただ
ければと思います。

○佐々木(憲)委員 これは、麻生大臣、転嫁を
しなさいと言つて、転嫁せざるを得ないですよ、
地方の乗り合いバスは。しかし、料金を上げた
らお客さんがいなくなつて経営が成り立たない、
そういう状況にあるわけですね。これは、乗り
合いバスはもうやつていけないから、その地
域からなくなつてしまふわけですよ。今までも、
経営困難というところで、各地域のお年寄
りたちの足としても

うそれしかない、タクシーも高いし、乗り
合いバス、これはもう本当に助かると言つて
いるそのバスが、消費税増税によってあ
ちこちで成り立たなくなつていく。これは、
地域経済にとつても、地域の住民にとつても
非常に大変な事態なんですね。

国交省は、もうしようがないから、転嫁
だとかやるしかないからやつていけるけれど
も、何とかしないと地域の足はなくなるん
じゃないか。どうしますか、これ。

○麻生国務大臣 これは、佐々木先生、消費
税を三%上げる最初から出ていた話で、今
改めて言われておられますけれども、最初
からこの話は出ておつたと記憶します。

したがつて、それに当たつて、カルテルを
結ぶということに関して、みんなで連絡を
合つて値段を上げるということとは今の法
律でいくとカルテルで違反になりますので、
この際はそのカルテルを免除する等々の方
策を考える等々、いろいろ考えるのにも、
みんなそれを分担していただけて動いてく
てくれるんだと存じます。

○佐々木(憲)委員 最初から出ていること
はわかり切つていられるわけですよ。それ
なのに対策が出ていないんですよ、全然。

カルテルを結んでと言つても、それは、あ
る地域で幾つかの企業があつて、いや、こ
っちの企業が上つたらお客さんがいなくな
るから全体で上げようというような話でし
ょう。しかし、この乗り合いバスの場合
は、カルテルを結ぶといつたつて、その地
域にそれしかないんだから、どうにもなら
ぬでしょう。

こういう深刻な状況を生み出すというこ
とでありますから、私は、消費税の増税そ
のものはもう中止すべきだと思つてい
るんですよ。ここに、税理士法人が出した
「消費税増税は税金対策だけでは乗り切
れません」という本がありまして、それ
を見たところ、こう書いてあるんですよ。
「価格転嫁できないければ、企業は急激に
業

績が悪化し、窮地に立たされることになり
ます。まさに、今回の消費税率の引上げは、
利益を食う恐ろしい改正となる」かなり
の事業者が市場から消えていく運命にな
ります」こういうふうな指摘されているわ
けです。

やはり今こういう厳しい状況にあるわけ
ですから、消費税増税をやることがどんな
に深刻な事態を交通弱者あるいは低所得者
、高齢者に与えるか、こういう点をよく考
えてもらわなきゃいけない。

我々は、こういう消費税の増税は今中止
して、もつと別な対策を考えるべきだ、そ
うしないと日本経済は大変なことになる
ということを最後に申し上げまして、終わ
りたいと思います。

○麻生国務大臣 消費税を上げるという
状況を三党で合意して、事ここまでに至
りました。それに至るまでの経緯も十分御
存じの上で言つておられるんだと存じま
すが、少なくとも、日本の財政状況をこの
ままにしていくわけにはとてもいかない
という大前提の上で立つて、与野党で合
意をした上で、あの話をさせていただいた
という経緯というものを御存じの上で、最
終的には、消費税というものを御負担いた
だく国民の皆様に対しては積極的に対応
を行つていく以外に方法はないのであつ
て、先ほどのバスが倒れた等々は、石炭
を閉山していったときには似たような例
があります。

○佐々木(憲)委員 今のは全く理解でき
ないです。三党の合意と言つても、我々
はもとと三党の中に入っていないから。我
々は最初から三党合意に反対して
いるんですよ。そういうことをよく御存
じの上で言つていられるんだと思つてお
りません。

それから、これをやらなければ日本の財
政は立ち直らないと言つても、これをや
つたら経済が失速して税収が落ちたとい
うのは過去の経験で

あるんじゃないですか。消費税増税したら税収が上がるなんて考えるのは、これは決して正しくない。

そういうことで、きょうのところはこの辺にしておきますけれども、引き続き、幾らでもやる機会がまだあるようですので、次回に残しておきたいと思います。

以上です。

○鈴木(克)委員 いずれにしましても、この復興特別法人税の前倒し廃止は、まさに給料を上げる、これをいわゆる前提として廃止をしておるわけですから、私は、具体的にお聞きをしたわけですよ。

○林田委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 生活の党、鈴木でございます。まず、きのう、私は、復興特別法人税の前倒し廃止について質疑をさせていただきましたが、その関連から入らせていただきたいと思います。

きのうの質疑において、私は、賃金上昇の確認方法についてお伺いしたわけでありますが、このことは基本的には経済産業省が所管をしている、こういうことでございましたので、改めて、賃上げ状況に関するフォローアップの具体的な方法、そして範囲、時期、また公表する内容と時期について、経産省から御答弁をいただきたいと思

います。

○広瀬政府参考人 お答え申し上げます。

賃上げの状況のフォローアップについての御質問でございますけれども、三月の中旬ごろから大手企業の春闘の結果が明らかになってまいります。そうしたことを踏まえまして、経団連それから連合なども協力をしながら、賃金の動向や企業の収益の状況を調査いたしまして、その結果を取りまとめ、適切な形で公表してまいりたいと思っております。

具体的に申しますと、大手企業、これは東証一部上場企業千八百社弱を想定しておりますけれども、大手企業の春闘結果につきまして、可能な限り、前年度からの伸び率や増加額といった賃上げ動向及び企業収益の状況を把握いたしまして、企業名を含めて公表したいと考えております。

また、中小企業、小規模事業者につきましても、定期的には大手企業よりおくれるものの、アンケート調査などを行いまして、幅広く賃金動向

について調査し、公表していきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木(克)委員 いずれにしましても、この復興特別法人税の前倒し廃止は、まさに給料を上げる、これをいわゆる前提として廃止をしておるわけですから、私は、具体的にお聞きをしたわけですよ。

大手千八百社に対して要請をしておる、中小企業も大手と同じような形でお願いをしておる、ちよつと聞きづらかったんですが、恐らくそういうような回答だったと思うんですが、何かもう少し具体的な動きというのはいないんですかね。それは、期待はわかりますよ、お願いはわかりますよ。だけれども、それだけで私は済むものではないというふうに思うんですよ。

くどくなりますけれども、これは、それを前提として廃止をするということを決めたわけですから、もう一度御答弁ください。

○広瀬政府参考人 お答えいたします。

私もどなたもいたしましては、企業収益の向上を個人の賃金の上昇につなげまして、企業収益の向上が消費の拡大につながっていくという好循環、これを実現することが非常に大事だと思っております。

賃上げにつきましては、現時点で、経済界からいろいろな賃上げに向けての動きが出てきていると認識しております。

先般の一月下旬の経団連の経営労働政策委員会の報告でも、例えば、拡大した収益を設備投資だけでなく、雇用の拡大、賃金の引き上げに振り向けていくことを検討するとか、あるいは、賃金の引き上げについてこの数年と異なる対応も選択肢となり得るといったような前向きな意向が表明されていると認識しております。

いずれにしても、具体的な賃金の水準につきましては、個別の労使間の交渉を通じて決定されるものと認識しておりますけれども、例年以上

の賃金上昇に向けた具体的な動きが広がることを期待しております。

○鈴木(克)委員 まさに具体的な動きが出ることを期待することでありますが、私どもも本当にそこに期待をしておるんだということでありまして、今後ともしつかりと関係方面に働きかけて、今申し上げたように、くどくなりますけれども、それを前提としていわゆる前倒しの廃止をしたんだ、だからこはやつてもらわなきゃ困るということ強く要請していただきたいし指導もしていただきたいということを、私は重ねてお願いしておきます。

それでは、次に進めさせていただきますが、きのうもかなり議論がありましたNIS Aに関してのお話をさせていただきたいというふうに思っています。

きのう、大臣からの御答弁で、口座開設数が四百七十五万件ということ伺いました。ある意味では大変順調な滑り出しだと言ってもいいんじゃないかなというふうに思っていますが、これが本当の意味での個人の投資促進に向けた起爆剤となつて、そして株式相場を下支えするというような期待の声はあるんですが、実際にそうならないかどうか、これはまさに今後のところではないかなというふうに思っています。

ただ、この内容というか、四百七十五万件の内訳を見ていきますと、六十歳以上の方が半数以上を占めておることです。ある意味では、若い人たちに期待をして、しゃれた名前ですよね、NIS Aなんというのは、本当に何か、今流の若い人に受けるような名前かもしれません。が、しかし、現実には、いわゆる若年層の資産形成という狙いとは実際少しずれが出てきておるのではないかなというふうに思うんですね。

その辺の状況と、それから、では若い方たちはどういうような形でこのNIS Aの利用拡大を図っていくのか、その辺の取り組みについてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○福岡大臣政務官 委員御指摘のとおり、NIS Aは、広く国民に投資への関心を持ってもらうとともに、長期的視点からの資産形成を図っていただき、また、成長資金の供給拡大を図り、日本経済の成長につなげることを目的としておりますので、若年層の利用を一層拡大していくということは極めて重要な課題であるというふうに考えております。

このため、若年層のNIS Aの活用をさらに促進するため、NIS Aに対する認知そのものを高めていただくということ、また、投資に関する基礎的な知識を身につけていただくということが重要であるというふうに考えておまして、金融庁としては、政府広報やシンポジウムの開催等を通じて投資の基礎知識等の広報に努めさせていただいているほか、監督指針を改正しまして、各金融機関に対しまして、顧客の金融リテラシーの向上に向けた情報提供を行うよう求めているところでございます。

直近で言いますれば、二月の十三日をNIS Aの日ということで定めさせていただいておりますので、金融庁主催で、東京、大阪、名古屋等そういったシンポジウム等も開催させていただいております。

○鈴木(克)委員 なるほど、二月十三日からNIS A、語呂合わせはわかりますけれども、その日が過ぎてしまつたら、これはまたものもくあみにならないように、ひとつ常日ごろのPR等々をお願いしたい。

しかし、よく考えてみれば、やはり若い人はそれだけの余裕がないということではないのかなというふうに思います。大臣が何かおっしゃりたいそうでございますので後でまたお伺いしますが、その辺は、やはり若い人を啓蒙していくというのは非常に難しい問題があるのではないかな、このように思います。

大臣、何かありますか、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 鈴木先生、日本の場合、よく個人金融資産世界一、一千六百兆の個人金融資産、そのうち八百六十兆円ぐらいが現預金。これは、

その他の株とか土地とかいろいろなものではないですと、資産の構成としては、先進国の例はいろいろありますけれども、現預金が半分以上というのは異常なぐらいに現預金が高い。それだけ現預金が信用されて、それだけ逆に言えば株が信用されていない、債券が信用されていないということなんだと思うんですね。どうしてそんなになったんですかね。昔はこれほど偏っていなかったと思うんですが。

僕は、やはり、バブルがはじけた後、一挙に三万八千九百十五円した株が最低で七千円ぐらいまでおっこったあのときに、あつものに懲りてじゃありませんけれども、急激に、株というのは怪しいとか危ないとか、何となくいかがわしいとか、とんでもないとか、とにかく危ないものにしちゃったんだと思いますね。これは、証券会社の人にも、あなたの責任も多分にありますよということをよく申し上げるんですけども。

以来、二十数年かかっているんで、今、一万五千円を割るところぐらいまでどうにか株価が戻ってきて、おとしの解散前で八千六百円ぐらいでしたから、それが一万五千円弱ぐらいまで戻ってきているとは思いますが、それにしても、やはり比率としては極めて少ないのをどうしても、株という企業のいわゆる資金にもなるそういったようなものに、金を現預金からそつちへ振っていくというのは、私は、産業構造を転換させていく一助にもなるでしょうし、いろいろな意味で大きいと思いますので、NISAという新しいインディビジュアル・セービング・アカウンツというものをつくらせていただいてスタートさせていただきつつあるんですけども、さらにふえて、今予約だけで五百五十万件ぐらいまでふえていると思います。

そういうのを見っていきますと、これがどういった形で答えて出てくるかというのは、まさにこれから一年間でどういった形で出て、ああ、株というのはこういうものかと思つて、やはり競馬と同じで、ある程度買っていないと見せんから、株

なんてものは。あんなものは、数字だけいっぱい書いてあつたつて、誰も見る人はいませんよ。自分で買つてあるから初めて見る、そういったものを見られる。

若い人とは言いますけれども、鈴木先生、やはり若い人は、そんなに金がないし、忙しいですよ。我々の方が、暇で、金があつて、何となくじつと見たりなんかする時間もある。加えて、今、高齢者の方も、パソコンやいろいろな機械のインプット、そういったものができますから、今、デイトレーダーなんというのは御婦人方でもすごく多いですね。

そういった時代というのは、我々、昔じゃ考えられないものが今起きていますので、新しくこういったものができるといことは、またいろいろな意味で投資に対する考え方や行動が少しずつ変わつてくる一助にはなるのではないかと、そう思っております。

○鈴木(克)委員 まだまだ株そして投資に対する大臣のお考えを伺いたんですが、ほかの質問もありますので、次に進めさせていただきますと思います。

今大臣は、予約だけで五百五十万件、実際には四百七十五万件と。やはりこの差が、現実にはNISAの口座の開設が最大で二カ月かかるというような状況が今出てきているんですね。やはり、投資でありますので、タイミングというのは非常に大事だと思うんですよ、釈迦に説法ですけども。

したがつて、こういった二カ月もかかるという状況について、どう短縮化をされていくのか、また、そういうようなお考えがあるのかどうか。当然、証券会社や税務署の対応ということになつてくるのかもしれないけれども、政府として、財務省として、お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。
NISAに係ります非課税口座を開設いたしますには、投資家は、非課税口座の開設を希望する

金融機関に対して、非課税口座開設届出書というのと、税務署から交付されました非課税適用確認書を提出する必要があります。

この非課税適用確認書でございますけれども、現在、金融機関が税務署に交付申請の手続を行つてから交付されるまで、約四週間から六週間の期間を要しているところでございます。

この処理期間ですけれども、当初、NISAの制度開始時に相当数の交付申請手続が集中することを見込んで設定した処理手順に基づくものでありますけれども、このところ交付申請手続も平準化しておりますことから、処理手順の見直しによりまして処理期間の短縮化を検討しておりますのでございます。

具体的には、平成二十六年の四月ごろからは、金融機関が税務署に交付申請の手続を行つてから非課税適用確認書の交付までの処理期間が、約三週間から四週間に短縮されると私も見込んでおりますのでございます。

なお、口座開設までの期間につきましては、税務当局における処理期間のほかに、税務署への交付申請手続を行う前に金融機関側で一定の処理期間を要するというところでございます。したがつて、投資家が金融機関の窓口において申し込みをされてから非課税口座が開設されるまでの具体的な期間は、金融機関の実情により異なることには御留意いただきたいというふうに思います。

○鈴木(克)委員 いずれにしても、せつかく、株をやつていくという思いになられた方が、なかなか手続が進まないために、最大ということですが、二カ月待たされるというふうなことは、私は、ある意味では投資のチャンスを逃してしまう、また意欲をそいでしまうということになると思うので、課題はあると思いますけれども、やはりスピーディーに対応するような体制をぜひ進めていただきたい、このことをお願いしておきます。

それから、当然、株式投資でございますから、リスクがあるわけですね。やはり、おいしい話ば

かりではなくて厳しい話もあるよというのはい、両方進めていかなきゃならない、私はこのように思いますし、その点も、政府として、広報の中で、どういう形があるのかわかりませんけれども、きちつと説明をしていく必要があるのではないかなと思います。

そこで、もう一つ続けてお伺いをしますが、いわゆる一般口座との損益通算ができないんですね。NISAの口座の取引に失敗をしても、その後、例えば一般口座で取引をしてうまくいった場合でも、損益通算ができないということがあつてあります。

この部分について、いわゆるリスクの部分と、それから損益通算の範囲の拡大ということについて、何か検討されたり、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 基本的には、こういった投資というのを、一口百万というところからではありますけれども、勉強していただくという点も考えておかねばならぬところだと思いますので、もうかつたら税金は払わない、損したら何かで補填しろ、そんな世の中うまいことばかりありません。やはり、ある程度、このことの基本的な考え方は、NISA口座における投資による利益はないものとみなして非課税としております。したがって、これと同様に、投資による損失もないというようにしておりますので、他の課税口座の利益と損益通算をすることはできない仕組みにいたしておる。これは基本的なところだと思いますので、すごく大事なところで、もうかるけれども損もするという両方をきちんと知つておいていただかないと、どうにもならぬのだと思つております。

いずれにいたしましても、NISAを最初の入り口として、額を少しずつでも広めていって、成長資金の供給というものを拡大するという観点からは、今後とも、これからの実績を見ましたり、またその効果の検証等々も踏まえて、どういう方法があるのか、引き続き検討していかなければならぬ

ところだと思っております。

○鈴木(克)委員 NISAばかりやっておるわけにはいきませんので、次に進めさせていただきます。

本改正案の中で、いわゆる国際課税原則の見直しというのが出ております。いわゆる総合主義から帰属主義へということで、国際課税原則の見直しを進められていくことだと思っております。

このことは、詳しく申し上げるまでもなく、本店所在地といわれるP.E.所在地から二重に課税をされるというようなことが減少する、それからまた、逆に、課税の空白と申しますか、両方から課税をされないというようなこともなくなってくるということだと思っております。ある意味では、国際的に調和のとれた税制になっていく。OECDあたりでも、やはりそういうふうになっておるわけですね、帰属主義といえますか。

このことはいいんですが、一方で、事務負担が非常に増加するのではないかなというふうに思っています。この辺、新たな事務や、いろいろと課税に対する調査をしなきゃなりませんよね。そういったことに対する人員の確保、それから研修体制。当然、今までと制度が変わるわけですから、その辺の整備や充実、そういうものをする必要があるんじゃないかなというふうに思っています。政府の取り組みをお尋ねしたいと思っております。

○古川副大臣 お答え申し上げます。

国際課税原則が総合主義から帰属主義へという見直しにおきましては、おっしゃるとおり、本店と支店の間の内部取引を新たに認識して、そして支店に帰属する所得を計算するという事務負担が発生することになります。

そこに配慮いたしまして、例えば、内部取引の存否及び内容を明確にするための文書につきましては、企業が既に作成しているもの、それで代用できますということになります。

それから、帰属主義というのは、本店と支店を別々に扱うわけですが、支店の分を算定するに当たって、簡単な算定方法を採用することが

できるようにする。御存じのとおり、算定するに当たっては、資産ごとの事業リスクのウェイトに応じて計算をすることが原則なんですけれども、金融機関は別ですけれども、一般の事業会社につきましては、このリスクウェイトを用いることなく、資産の帳簿価額によって計算できるというように、簡単な方法をとれますというようにすることで手当てを講じるということにしております。

○鈴木(克)委員 いずれにしても、新たな事務が発生することは間違いないわけですから、それに対する体制をきちっと組んでいただかないとならない、私はこのように思っております。

時間もわずかなってきまして、ちよつとはしよらせていただいて、法人実効税率の引き下げと地方法人課税との関係についてお尋ねしていきたいというふうに思います。

我が国の法人実効税率については、国際的には、国税よりも地方税の方が高いというふうに指摘されております。今後の法人実効税率引き下げ論議では、地方法人二税の軽減も議論の対象になるのではないかな、このように思うわけでありたいと思っております。

それで、地方法人課税の見直しを含めた法人実効税率の引き下げ議論の方向性、現在どのようなところになっておるのか、そしてまた政府がどのようにお考えになっておるのか、この点をお伺いしたいと思っております。

○麻生国務大臣 法人課税の改革ということにつきましては、今、地方と国で地方の方がという御意見があつておりましたけれども、これは、産業政策全体の大きな議論を行う中で、今我々はグローバルな経済の中で国をかけて国際競争していくわけですから、そういうことを検討していく必要があると思っております。

今我々は、政府税制調査会において、専門的な観点から、一体、この法人実効税率のあり方というのはどうするのか、また、仮にそれを下げるとした場合、その分だけ、どこかで租税によって免れている部分、課税ベースを広げるべきなので

はないかといういわゆる課税ベースのあり方の問題、そして課税を下げたことによって起きる効果、いわゆる政策効果の検証、また、他の税目とどう比較するかという点、他国との関係、いろいろなものについて考えにやいけません上に地方法人課税というのがありますので、このあり方も含めて検討していかなければならぬことだろうと思っております。

そうすぐ、きょうあしたというような話ではありませんが、きちんとみんなでよくよく検討した上でないと、これは簡単な話ではないのであつて、我々としては、議論の方向性というのにつきて、今これを税制調査会のいろいろな方々に勉強していただいて、どう考えるのか、これは実にいろいろな御意見があります。その御意見をまとめていかなければならぬという方向で、今この問題について投げかけているところであります。

○鈴木(克)委員 最後の質問になろうかと思いますが、まさに今大臣がおっしゃった、今後の地方法人課税の姿ということでもあります。

これは、全国知事会でも大変な要望が出ております。例えば、消費税と地方法人課税の税源を交換してもならないかとか、地方共有税を創設してもらえないかとか、それから地方税の一部を地方共通財源と位置づけて調整する仕組みを導入してもらえないかとか、本場にいろいろな、まさに今大臣がおっしゃったように、さまざまな議論が出ております。

ただ、私は、地方の経験をしてきた者として、やはりここは、ある意味では、総理の例のドリルではありませんが、岩盤規制と言つてもいいぐらいいかたいこの体制を変える必要がある、本場にそう思っているんですよ。

例えば、地方で、一人当たりの税収でも、やはりかなり格差が出てきておるんですよ。こういう状況のまま放置をしておいて、果たして地方というのが本場にこれから主体性を持つてやっていくのかということでもあります。

最後の質問として、この辺の、いわゆる偏在性

の是正措置を含めて、地方に対する国としての思いといえますか、国としてはこういうふうな地方を考えていきたいんだというふうなことがあれば、お示しをいただきたい。確かに、今後の学者の、そしてまた税制調査会の検討を待つというのもそうかもしれませんが、やはりその前段階として、どういうふうな国家をつくっていくのか、地方をつくっていくのかということを含めて、大臣にぜひお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 御指摘のありましたとおり、地方団体間の財政力格差の縮小を図るためということで、与党税制調査会の大綱において、「消費税率一〇％段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。」とされておるところです。もう御存じのとおりです。

この方針に沿つて、今後、消費税率一〇％の段階の対応におきまして、与党や、また総務省とも相談しながら、これは非常に幅広い検討をさせていただかなければならぬところ、やはり税は国柄を決めますので、非常に大事なところだと思っております。

○鈴木(克)委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○林田委員長 この際、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、古本伸一郎君外一名から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。古本伸一郎君。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
正案
〔本号末尾に掲載〕

○古本委員 たいだいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明いたします。

本年四月から、消費税を引き上げ、国民の皆様が御負担をお願いすることとなっております。本来であれば、今次の税制改正は、逆進性対策、車体課税の抜本的見直し、医療、介護等の控除対象外消費税のあり方の見直しなど、消費税引き上げによる国民生活及び経済への影響を緩和する抜本的な対策を主な柱とすべきところであります。しかし、政府は、そういった対策を講じないどころか、地方の生活の足である軽自動車や原付、二輪車について逆に増税するといったありさまでございます。

所得税については、給与所得者が領収書を集める努力の結果としての実額控除の機会を十分に確保しないまま、単に特定の所得層を狙い撃ちにした給与所得控除の上限の引き下げに走る等、消費税の影響緩和対策どころか、国民にさらなる負担を強いようとしております。

また、東日本大震災から三年を迎えようとする今国会において、きずな、連帯の精神に反し、黒字法人のみ負担を軽減する復興特別法人税の前倒し廃止を実施しようとするなど、税を通じてどのような国家をつくろうとするのかが見えておりません。

さて、今回の税制改正には、所得拡大促進税制の拡充、中小・小規模事業者に資する交際費課税の緩和など、我が党が提案した項目も多く含まれておりますが、さきに述べた観点から、所要の修正を加えるべきと考え、本修正案を提出した次第でございます。

以下、具体的に申し上げます。

第一に、給与所得控除の上限の引き下げに関する改正規定を削除することといたします。

第二に、復興特別法人税の廃止を一年前倒しする改正規定を削除することといたします。

第三に、税制に関する諸施策に関し、四つの措

置を政府に求めます。

一つ目に、給与所得者の実額控除の機会拡大が図られるよう、平成二十七年三月三十一日まで、給与等の収入金額が高額である場合における給与所得控除額を引き下げるとともに、給与所得者の特定支出の控除の特例に係る適用判定の基準を緩和し、及びその控除対象の範囲を拡大するため必要な措置を講ずること。

二つ目に、自動車の取得に関し消費税とともに自動車取得税が課される等、自動車の取得等に係る国民の税負担が重く、かつ、その税負担が我が国の基幹産業である自動車産業に重大な影響を与えており、自動車が交通手段として国民一般に普及している現状においては、消費税率の引き上げがこれらを一層増大させることになること等により国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響が大き

いことに鑑み、車体課税について、平成二十七年三月三十一日までに、自動車取得税の廃止、自動車重量税の特例税率の廃止及び車体課税のさらなるグリーン化等を実施するため必要な措置を講ずること。その際には、これにより生ずる都道府県及び市町村の減収を埋めるための財源を確保し、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずること。

三つ目に、消費税の逆進性を緩和する観点から、総合合算制度、給付つき税額控除、複数税率等の施策の導入について検討を加え、その結果に基づき、消費税率の一〇％への引き上げの日までに、必要な措置を講ずることにより、消費税率の引き上げの円滑な施行を確保すること。

四つ目に、医療、介護等に係る消費税の課税のあり方について、平成二十七年三月三十一日まで

に検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な措置を講ずること。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(所得税法の一部改正)」を付する。

第一条中所得税法第二十八條第三項の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法別表第三

(一)及び(二)を除く。の改正規定、同法別表第三(一)及び(二)を除く。の改正規定、同法別表第四

の改正規定及び同法別表第五(九)の改正規定を削る。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第十四条のうち東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十條の改正規定中「削り、同条

第十号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める」を「削る」に改める。

第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十五條の改正規定を次のように改める。

第四十五條第三項を削る。

第十四条のうち東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十七條第二項の改正規定中「同項第一号中「三十六月」を「二十四月」に、「三年」を「二年」に改め」を削る。

附則第一条第五号を次のように改める。

五 第十條中租税特別措置法第三條第三項の改正規定、同法第三條の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第五條の二第六項の改正規定、同法第九條第三項の改正規定、同法第三

十七條の十一の改正規定、同法第三十七條の十五第一項の改正規定、同法第四十一條の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一條の十二の二第六項第一号二の改正規定、同法第四十一條の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七條の六第一項の改正規定並びに附則第四十四條及び第四十五條第四項の規定 平成二十八年一月一日

附則第一条第七号口を削り、同号ハを同号口とし、同号二を同号ハとする。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第六條を次のように改める。

第六條 削除

附則第七條を次のように改める。

附則第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十三條及び第二十四條 削除

附則第一百五十五條第三項を削る。

附則に次の四條を加える。

(給与所得控除に関する措置)

第六十六條 政府は、給与所得者の実額控除の機会拡大を図られるよう、平成二十七年三月三十一日までに、給与所得者の必要経費の実態を踏まえつつ、その年中の給与等の収入金額が高額である場合における給与所得控除額を引き下げ、並びに給与所得者の特定支出の控除の特例に係る適用判定の基準(所得税法第五十七條の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)を緩和し、及びその控除対象の範囲を拡大するため必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(車体課税に関する措置)

第六十七條 政府は、自動車の取得に関し消費税(地方消費税を含む。次条及び第六十九條において同じ。)とともに自動車取得税が課される等自動車の取得等に係る国民の税負担が重く、かつ、その税負担が我が国の基幹的な産業

である自動車製造業、自動車販売業等に重大な影響を与えており、自動車が交通手段として国民一般に普及している現状においては、消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げがこれらを一層増大させることになること等により国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響が大きいことに鑑み、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この項において同じ。）について、平成二十七年三月三十一日までに、次に掲げる措置を実施するため必要な法制上の措置を講ずるものとする。

一 自動車取得税を廃止すること。

二 租税特別措置法第九十条の十一から第九十条の十一の三までに規定する自動車重量税率の特例を廃止すること。

三 車体課税（自動車取得税の課税を除く。）の更なる簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負担の軽減に資するための施策をいう。）を図ること。

2 政府は、前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、これにより生ずる都道府県及び市町村の減収を埋めるための財源を確保し、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずるものとする。

（消費税の逆進性を緩和するための施策に関する措置）

第百六十八条 政府は、消費税の逆進性（所得の少ない世帯ほど、家計において消費税として支出する額の所得の額に対する割合が高くなる傾向にあることをいう。）を緩和する観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七号の第一号イの総合合算制度及び給付付き税額控除、同号ロの複数税率等の施策の導入について検討を加え、その結果に基づき、同法第三条の規定の施行の日までに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることにより、同条の規定に

よる改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）の円滑な施行を確保するものとする。

（医療、介護等に係る消費税の課税の在り方に関する措置）

第百六十九条 政府は、医療、介護等に係る消費税の課税の在り方について、平成二十七年三月三十一日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

本修正の結果必要とする経費

本修正による減収見込額は、平成二十八年度約三百八十億円、平年度（平成二十九年度以降）約八百十億円である。

平成二十六年三月二十七日印刷

平成二十六年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F